

石岡市スポーツ推進計画

平成 3 0 年 3 月

石岡市教育委員会

令和 8 年 3 月改訂

石岡市スポーツ推進計画

【目次】

第1章	計画の基本的事項	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の対象とスポーツの定義	2
第3節	計画の位置付け	2
第4節	計画期間	3
第5節	計画策定の背景	4
第6節	計画の策定上配慮すべき事項	5
第7節	計画の策定体制	7
第2章	石岡市のスポーツの現状	8
第1節	施設などの利用状況	8
第2節	アンケート結果概要	9
第3章	計画の基本理念など	36
第1節	基本理念	36
第2節	基本目標	37
第3節	計画の体系	38
第4節	現状と課題	39
第4章	施策の展開	42
I	生涯スポーツの推進	42
II	スポーツ施設の充実と有効活用	49
III	競技スポーツの振興と指導者の確保	55
IV	高齢者・障がい者スポーツの推進	61
V	スポーツを通じたコミュニティづくり	66
第5章	計画の進行管理	73
第1節	進行管理	73
第2節	関係団体・機関との連携及び関係団体・機関間の連携の促進	73
第3節	近隣市町村との連携	74

資料編.....	75
1. スポーツ基本法.....	75
2. 石岡市教育大綱.....	82
3. 石岡市教育推進計画.....	89

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

スポーツは、世界共通の人類の文化であり、心身ともに健やかな人間を育て、人々に大きな感動や楽しみをもたらし、また、明るく豊かで活力に満ちた社会を形成するうえでも欠かすことのできないものです。

わが国では、昭和36年に制定されたスポーツ振興法（昭和36年法律第141号）に基づきスポーツの振興を図ってきましたが、社会情勢の変化により、スポーツを取り巻く環境や人々の認識が大きく変化する中にあるのは、時代にふさわしい法の整備が求められるようになりました。

このため、国は、平成22年6月、今後のわが国のスポーツ政策の基本的方向性を示す「スポーツ立国戦略」を策定し、また、平成23年6月には、スポーツ振興法を50年ぶりに全面改正し、新たに「スポーツ基本法」（平成23年法律第78号）を制定しました。このスポーツ基本法では、前文及び第2条第1項において、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利である」とされ、スポーツは、青少年の健全な育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持・増進、社会・経済の活力の創造など、多面にわたる役割を担うとされています。

そして、国は、スポーツ基本法の理念の実現に向け、スポーツに関連する施策を総合的に推進するため、平成27年10月、文部科学省の外局としてスポーツ庁を創設しています。

また、スポーツ基本法の中では、第10条において、都道府県及び市町村の教育委員会が、スポーツ基本法を参考にして、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（「地方スポーツ推進計画」）を定めるよう努めることが規定されました。

これを受け、茨城県においては、これまでの「茨城県スポーツ振興基本計画」に代わり、平成27年3月に「茨城県スポーツ推進計画（いきいき茨城スポーツプラン）」を策定し、4つの基本目標と10の施策を展開しています。

本市においても、スポーツ基本法の趣旨及び県スポーツ推進計画に基づくとともに、本市のスポーツの実情を考慮し、市民がいつでも、どこでも、スポーツに親しむことのできる環境の整備と、主体的・継続的なスポーツ活動の支援、また、地域に根付いたスポーツの振興を目指すため、ここに「石岡市スポーツ推進計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。本計画は、行政・学校・スポーツ団体・民間事業者などのスポーツに関する多様な主体が連携・協働してスポーツの推進に関して総合的かつ計画的に取り組み、将来像の実現に向けた道筋を示すための行政活動を体系化した計画としています。

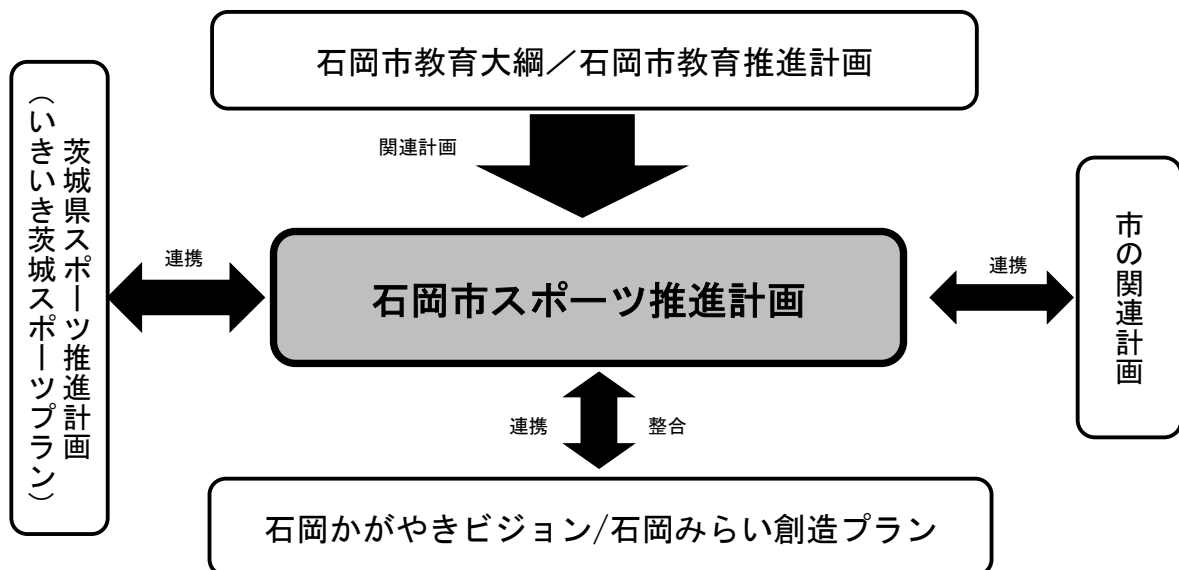
第2節 計画の対象とスポーツの定義

本計画では、幼児期から高齢期まで、広く市民の生涯にわたってのスポーツ活動全般を対象とし、競技性の高いスポーツに限らず、学校における体育活動、ウォーキング・軽い体操などの身体を動かす活動や、遊びの要素を取り入れながら行われるレクリエーション活動などもスポーツとして捉えることとします。

また、スポーツには、実際に自らスポーツ活動を行う「するスポーツ」、試合を観戦するといった「見るスポーツ」、ボランティアとして大会の運営に関わる「支えるスポーツ」という観点があり、本計画では、これらも「スポーツ」として捉えます。

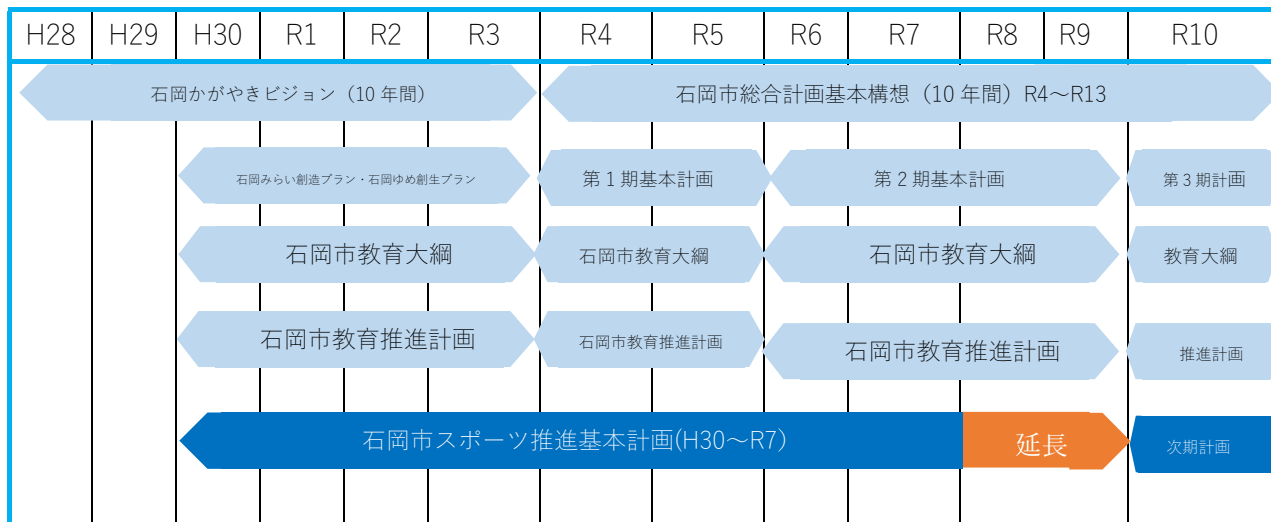
第3節 計画の位置付け

本計画は、スポーツ基本法第10条第1項に基づき、本市独自の計画として策定するものです。そして、「石岡市教育大綱」に示された取組方針及び取組項目を具体的かつ計画的に推進するために策定された「石岡市教育推進計画」の関連計画として位置付け、計画の構想実現をスポーツを通じて目指すものです。また、本計画は、本市の目指すべき将来像とその実現のための政策展開の基本方針を示すものとして策定された「石岡かがやきビジョン」をはじめ、本市が策定している他計画とも連携・整合を図るものです。



第4節 計画期間

本計画の期間は、平成30年度から令和9年度までの10年間とします。なお、当該期間内であっても、必要に応じて見直しを行うものとします。



第5節 計画策定の背景

【社会情勢の変化とスポーツ】

社会情勢の変化とともに、人々のライフスタイルは大きく変化しました。利便性の向上、情報化社会の進展などにより、便利で快適な生活ができるようになった一方、運動不足やストレスの増加など、人々の健康を脅かす要因も多くなっています。これらの課題に対し、スポーツが果たす役割や意義はますます大きくなっています。

(1) 子どもの体力の向上

昭和60年頃と比較すると、子どもの体力・運動能力は低下していると報告されています（文部科学省「体力・運動能力調査」）。子どもの頃にスポーツをする習慣を身につけることは、大人になってもスポーツに親しむことにつながります。また、スポーツに親しむことは、体力の向上だけでなく、精神面の成長やコミュニケーション能力など、多くのことを身につける機会ともなります。

(2) 高齢者の生きがいづくり

高齢世代では、仕事や子育てを終えてセカンドライフに充てる時間が増加しています。高齢化社会を迎える中で、スポーツはその活動を通じて余暇時間の有効活用や生きがいづくりに寄与するとともに、高齢者の健康の保持・増進や、地域における仲間づくりといった効果も期待できることから、ライフステージに応じたスポーツ機会の創造が求められています。

(3) 障がい者スポーツの推進

スポーツ基本法では、第2条の基本理念に「障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」と明記され、障がい者スポーツの推進が、国のスポーツ振興の重要な施策のひとつとされています。

(4) 健康づくり

近年では、平均寿命と健康寿命（健康で自立した生活を送ることのできる期間）の差を縮めることが重要であると考えられています。私たちが生涯にわたり、心身の健康を保持増進していくうえで、適切な運動・栄養の摂取・十分な睡眠など、生活の質の向上が必要です。生活習慣病の予防やストレス解消の面からもスポーツの重要性は高まっています。

第6節 計画の策定上配慮すべき事項

(1) スポーツ基本法の制定

平成23年に「スポーツ振興法」が50年ぶりに改正され、「スポーツ基本法」として生まれ変わりました。

この間、スポーツは広く国民に浸透し、地域におけるスポーツクラブの成長や拡大に伴い、スポーツに触れる機会が増大し、スポーツを取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ制定された「スポーツ基本法」では、「年齢や性別、障害を問わず、広く人々が、関心、適性などに応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を基本的な政策課題としています。

同法では、国は「スポーツ基本計画」を定めなければならないこととされ、都道府県及び市町村においても地域の実情に即した「地方スポーツ推進計画」を定めるよう努めるものとする規定されています。

(2) 国のスポーツ基本計画

国のスポーツの推進に関する基本的な指針となる計画で、「スポーツ基本法」第9条に基づき、平成24年3月に策定されました（第1期計画。平成29年3月に第2期計画策定）。石岡市スポーツ推進計画も、国のスポーツ基本計画を参酌（参考にし、長所を取り入れる）して策定しています。

【スポーツ基本計画より（第2章抜粋）】

今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①子どものスポーツ機会の充実 ②ライフステージに応じたスポーツ活動の推進 ③住民が主体的に参画する地域スポーツ環境の整備 ④国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備 ⑤オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進 ⑥スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上 ⑦スポーツ界の好循環の創出 |
|---|

【スポーツ基本計画より（第3章抜粋）】

今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

- ①学校と地域における子どものスポーツ機会の充実
- ②若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等のライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ③住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
- ④国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
- ⑤オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進
- ⑥ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
- ⑦スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

(3) いきいき茨城ゆめ国体の開催

平成31年には、国内最大のスポーツの祭典である国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」（以下「国体」という。）が開催され、本市も正式競技としてバドミントンが実施されます。また、デモンストレーションスポーツとして、オリエンテーリング、スポーツ吹矢、トレイルラン、ハンググライダー・パラグライダー、リレーカーニバルが行われます。

国体は、全国から選手が集い、市民にとってトップアスリートの競技を身近に感じられる良い機会となります。

茨城県での国体で本市や本県出身のアスリートが活躍することは、市民のスポーツへの関心の向上や競技人口増加の良い機会となります。また、国体は、地域経済への波及効果も大きなものとなります。

本市も、競技力の向上により一人でも多くの選手を国体に派遣できるよう競技の強化に努めるとともに、市民にとって有意義かつ記憶に残る国体となるよう、各種事業を実施しています。

(4) 2020 東京オリンピック・パラリンピック開催の決定

平成25年9月、ブエノスアイレスで開催されたI O C総会にて、「東京オリンピック・パラリンピック」の開催が決定しました。現在、国・東京都・日本オリンピック委員会及び大会組織委員会では、平成32年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて連携しながら準備を進めています。

オリンピック・パラリンピックの開催は、開催国にさまざまな恩恵をもたらします。そのため、全国の市町村でキャンプ地の誘致などをはじめとした、さまざまな取り組みが進められています。

本市でも、キャンプ地誘致に向け、各種事業を推進しています。

第7節 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、以下の体制で行いました。

(1) 「石岡市スポーツ推進審議会」への諮問

スポーツ関係団体や小中学校体育連盟の代表者、及び学識経験者により構成された石岡市スポーツ推進審議会へ諮問し、審議会において調査審議し、建議を受けたうえで策定しています。

(2) スポーツに関するアンケートの実施

計画策定の基礎資料とするため、市民のスポーツに関する意見・意向などを把握するアンケート調査を実施し、結果を反映しています。

(3) スポーツ推進計画策定に係るワーキング会議の開催

庁内関係課職員により構成されたスポーツ推進計画策定ワーキング会議を開催し、各課が実施している関連事業について検討を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画の内容について広く市民の意見を募集するため、パブリックコメントを募りました。



第2章 石岡市のスポーツの現状

第1節 施設などの利用状況

市内にある各スポーツ関連施設の利用状況は以下の通りです。

施設名	位置	利用者数		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度
石岡運動公園 体育館	石岡市南台 3-34-1	128,213 人	120,039 人	89,995 人
陸上競技場		19,220 人	30,178 人	23,766 人
多目的広場		16,237 人	41,046 人	16,308 人
柏原野球公園 野球場	石岡市柏原 11	18,986 人	10,821 人	12,303 人
テニスコート		29,798 人	45,907 人	51,069 人
柏原サッカー公園	石岡市柏原 3	15,271 人	14,325 人	13,750 人
柏原球技公園	石岡市柏原 5	5,139 人	4,142 人	3,021 人
石岡海洋センター	石岡市染谷 1415	34,652 人	28,545 人	32,681 人
少年スポーツ広場	石岡市杉並 2丁目 12924	6,608 人	8,463 人	8,895 人
小井戸運動広場	石岡市小井戸 609	5,545 人	4,050 人	4,015 人
染谷野球場	石岡市染谷 1628	10,125 人	3,040 人	3,965 人
農業者トレーニングセンター	石岡市野田 600	14,627 人	22,537 人	19,979 人
八郷総合運動公園		36,041 人	45,806 人	35,423 人
朝日スポーツ交流施設	石岡市柴内 630	2,769 人	6,832 人	2,716 人
石岡小温水プール	石岡市総社 1-3-17	16,625 人	17,654 人	19,613 人
校庭開放事業 小学校	—	25,721 人	24,781 人	59,458 人
体育館開放事業 小学校	—	55,779 人	57,189 人	59,458 人
校庭開放事業 中学校	—	5,210 人	7,831 人	4,790 人
体育館開放事業 中学校	—	2,445 人	2,483 人	2,844 人

第2節 アンケート結果概要

I 調査の概要

(1) 調査の目的

スポーツ振興の基本的な方針となる「石岡市スポーツ推進計画」を策定し、総合的かつ計画的に推進するため、本市のスポーツの現状や課題などを抽出することを目的として、市民アンケート調査を実施しました。

(2) 調査方法

調査	調査方法
一般	市内に在住する16歳より80歳までの方から1,500人を無作為抽出
小・中学生	市内10校の小学6年生及び市内6校の中学3年生 計540人

(3) 実施方法及び実施時期

調査	実施方法	実施時期
一般	返信用封筒を同封し、郵送配布、郵送回収	発送 平成29年6月26日(月) 回収 平成29年7月10日(月)
小・中学生	学校を通じて調査	発送 平成29年7月6日(木) 回収 平成29年7月13日(木)

(4) 回収状況

調査	配布数	回収数	回収率	有効回収数	有効回収率
一般	1,500	469	31.3%	469	31.3%
小学生	253	253	100.0%	253	100.0%
中学生	287	271	94.4%	269	93.7%

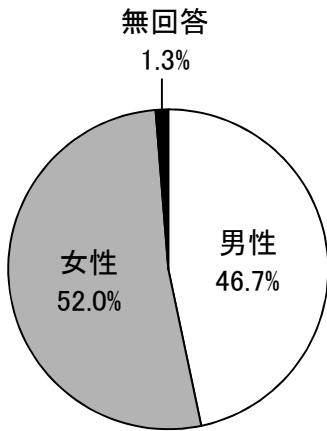
(5) 報告書を見る際の注意事項

- 調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点第2位以下を四捨五入して算出し、小数点第1位までを表示しています。したがって、回答比率の合計は必ずしも100%にならない場合があります。
- 複数回答形式の設問については、その設問の回答者数を基数として比率を算出しています。したがって、すべての回答比率が100%を超えることがあります。
- 選択肢の語句が長い場合、本文や図表中では省略した表現を用いている場合があります。

一般アンケート

問 性別をご記入ください。(○は1つ)

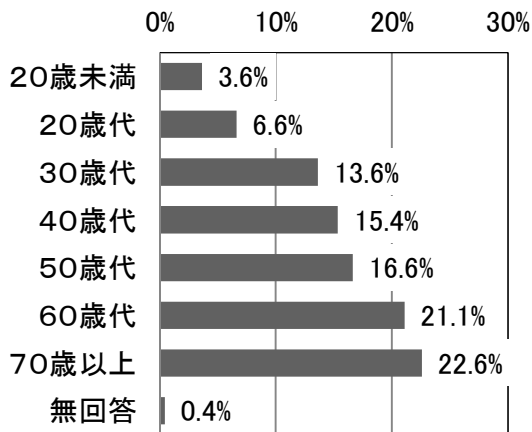
性別については、「男性」が46.7%、「女性」が52.0%と女性が上回っています。



項目	度数	構成比
男性	219	46.7%
女性	244	52.0%
無回答	6	1.3%
合計	469	100.0%

問 年代をご記入ください。(○は1つ)

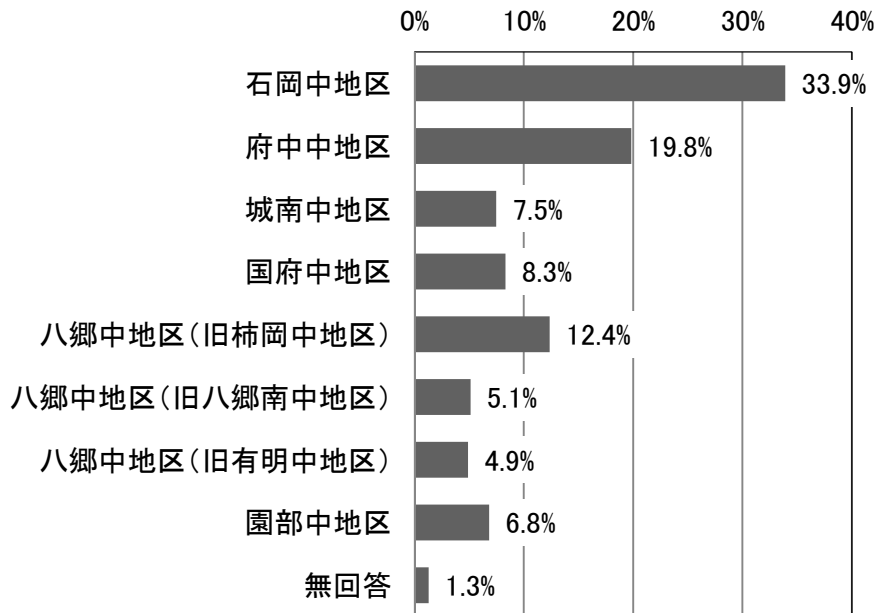
年代については、「70歳以上」が22.6%と最も多く、次いで「60歳代」が21.1%、「50歳代」が16.6%と年代が上がるにつれ多くなっています。



項目	度数	構成比
20歳未満	17	3.6%
20歳代	31	6.6%
30歳代	64	13.6%
40歳代	72	15.4%
50歳代	78	16.6%
60歳代	99	21.1%
70歳以上	106	22.6%
無回答	2	0.4%
合計	469	100.0%

問 住んでいる地区を選んでください。(〇は1つ)

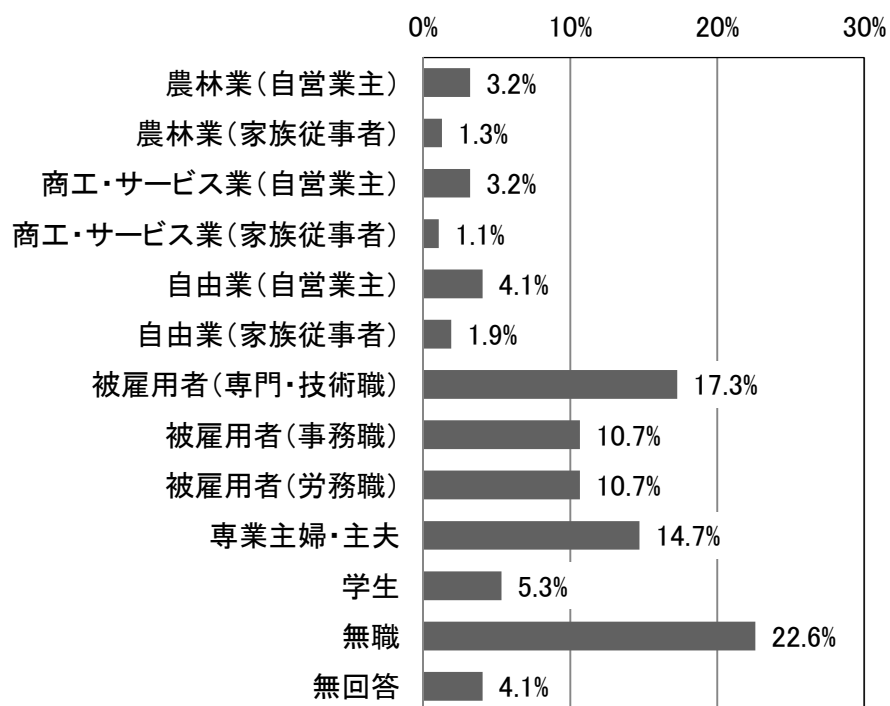
住んでいる地区については、「石岡中地区」が33.9%と最も多く、次いで「府中中地区」が19.8%、「八郷中地区(旧柿岡中地区)」が12.4%となっています。



項目	度数	構成比
石岡中地区	159	33.9%
府中中地区	93	19.8%
城南中地区	35	7.5%
国府中地区	39	8.3%
八郷中地区(旧柿岡中地区)	58	12.4%
八郷中地区(旧八郷南中地区)	24	5.1%
八郷中地区(旧有明中地区)	23	4.9%
園部中地区	32	6.8%
無回答	6	1.3%
合計	469	100.0%

問 あなたの職業を教えてください。(〇は1つ)

職業については、「無職」が22.6%と最も多く、次いで「被雇用者(専門・技術職)」が17.3%、「専業主婦・主夫」が14.7%となっています。

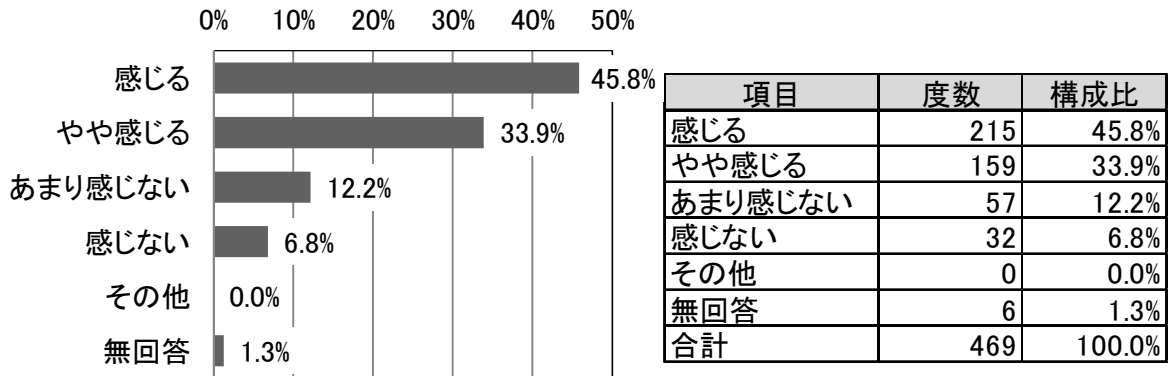


項目	度数	構成比
農林業(自営業主)	15	3.2%
農林業(家族従事者)	6	1.3%
商工・サービス業(自営業主)	15	3.2%
商工・サービス業(家族従事者)	5	1.1%
自由業(自営業主)	19	4.1%
自由業(家族従事者)	9	1.9%
被雇用者(専門・技術職)	81	17.3%
被雇用者(事務職)	50	10.7%
被雇用者(労務職)	50	10.7%
専業主婦・主夫	69	14.7%
学生	25	5.3%
無職	106	22.6%
無回答	19	4.1%
合計	469	100.0%

問 普段運動不足だと感じますか。(○は1つ)

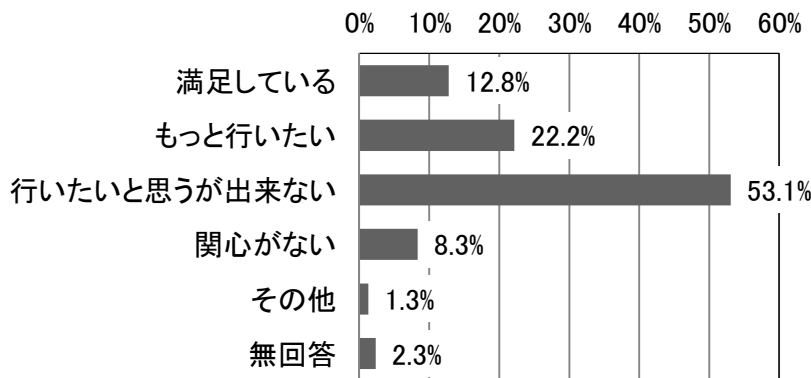
普段運動不足だと感じるかでは、「感じる」が45.8%と最も多く、「やや感じる」と合わせると8割近くの方が普段運動不足だと感じています。

また、「あまり感じない」「感じない」を合わせると19.0%となっています。



問 現在のご自身のスポーツの実施状況をどのように感じていますか。(○は1つ)

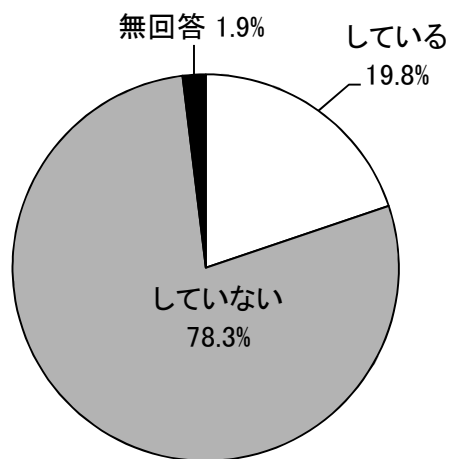
現在のスポーツの実施状況で感じていることは、「行いたいと思うが出来ない」が53.1%と最も多く、次いで「もっと行いたい」が22.2%、「満足している」が12.8%となっています。



項目	度数	構成比
満足している	60	12.8%
もっと行いたい	104	22.2%
行いたいと思うが出来ない	249	53.1%
関心がない	39	8.3%
その他	6	1.3%
無回答	11	2.3%
合計	469	100.0%

問 あなたは、スポーツクラブやチーム、愛好会などの団体に所属していますか。(〇は1つ)

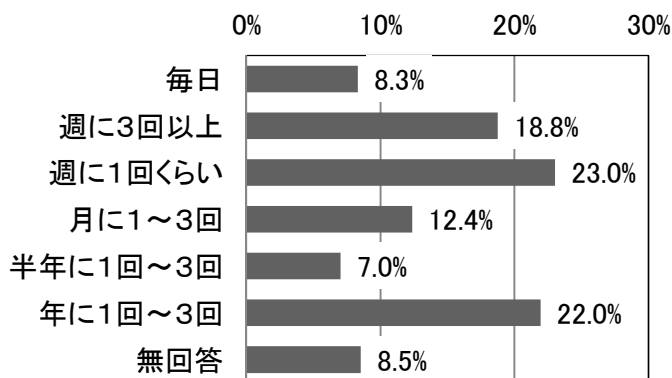
スポーツクラブやチーム、愛好会などの団体に所属しているかでは、「している」が19.8%、「していない」が78.3%と8割近くの方が所属していないと回答しています。



項目	度数	構成比
している	93	19.8%
していない	367	78.3%
無回答	9	1.9%
合計	469	100.0%

問 あなたは、どれくらいの割合でスポーツや運動をしますか。(〇は1つ)

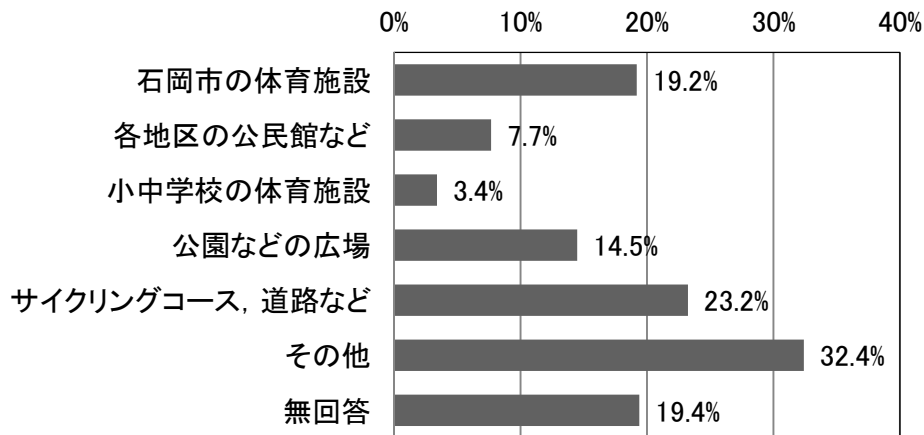
スポーツや運動の回数では、「週に1回くらい」が23.0%と最も多く、次いで「年に1回～3回」が22.0%、「週に3回以上」が18.8%となっています。



項目	度数	構成比
毎日	39	8.3%
週に3回以上	88	18.8%
週に1回くらい	108	23.0%
月に1～3回	58	12.4%
半年に1回～3回	33	7.0%
年に1回～3回	103	22.0%
無回答	40	8.5%
合計	469	100.0%

問 あなたがスポーツを行っている場所はどこですか。(いくつでも)

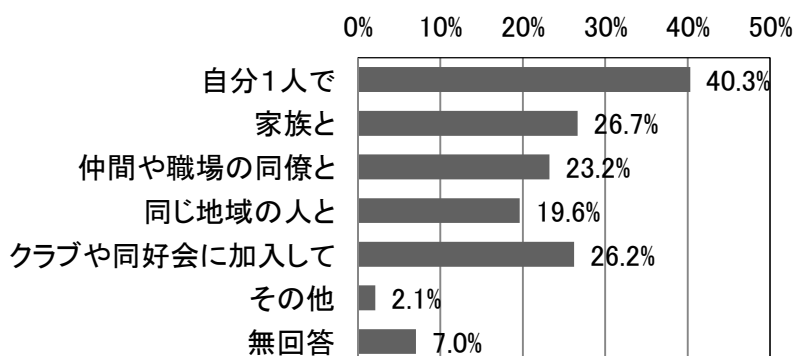
スポーツを行っている場所では、「サイクリングコース, 道路など」が23.2%と最も多く,次いで「石岡市の体育施設(石岡運動公園・八郷総合運動公園・柏原体育施設など)」が19.2%,「公園などの広場」が14.5%となっています。



項目	度数	比率
石岡市の体育施設(石岡運動公園・八郷総合運動公園・柏原体育施設など)	90	19.2%
各地区の公民館など	36	7.7%
小中学校の体育施設(体育館, 校庭, 武道場など)	16	3.4%
公園などの広場	68	14.5%
サイクリングコース, 道路など	109	23.2%
その他	152	32.4%
無回答	91	19.4%
回答者数	469	

問 週1回くらいスポーツや運動をどのように行いたいですか。(いくつでも)

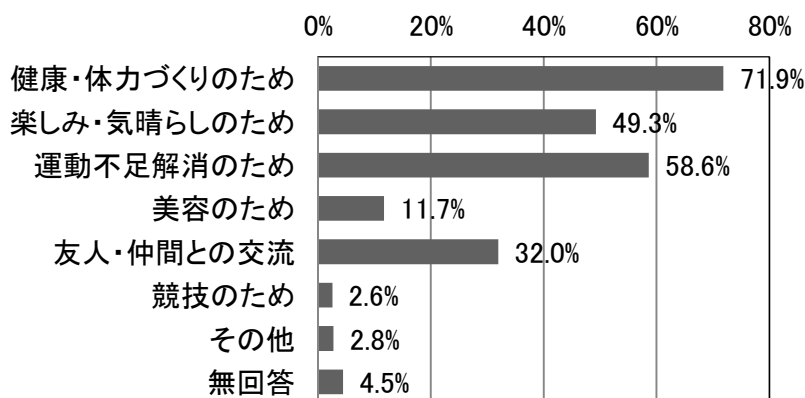
週1回くらいのスポーツや運動をどのように行いたいかでは、「自分1人で」が40.3%と最も多く、次いで「家族と」が26.7%、「クラブや同好会に加入して」が26.2%となっています。



項目	度数	比率
自分1人で	189	40.3%
家族と	125	26.7%
仲間や職場の同僚と	109	23.2%
同じ地域の人と	92	19.6%
クラブや同好会に加入して	123	26.2%
その他	10	2.1%
無回答	33	7.0%
回答者数	469	

問 スポーツや運動をやってみたいと思う理由は何ですか。(いくつでも)

スポーツや運動をやってみたいと思う理由では、「健康・体力づくりのため」が71.9%と最も多く、次いで「運動不足解消のため」が58.6%、「楽しみ・気晴らしのため」が49.3%となっています。

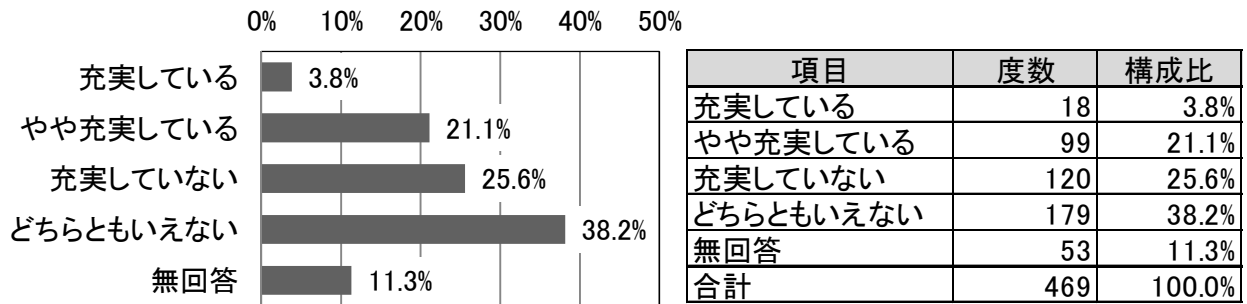


項目	度数	比率
健康・体力づくりのため	337	71.9%
楽しみ・気晴らしのため	231	49.3%
運動不足解消のため	275	58.6%
美容のため	55	11.7%
友人・仲間との交流	150	32.0%
競技のため	12	2.6%
その他	13	2.8%
無回答	21	4.5%
回答者数	469	

問 市のスポーツ施設や施設数は、他市に比べ充実していると思われますか。その理由もご記入ください。(○は1つ)

他市に比べ、市のスポーツ施設や施設数は、充実しているかでは、「充実している」「やや充実している」を合わせると24.9%となっています。

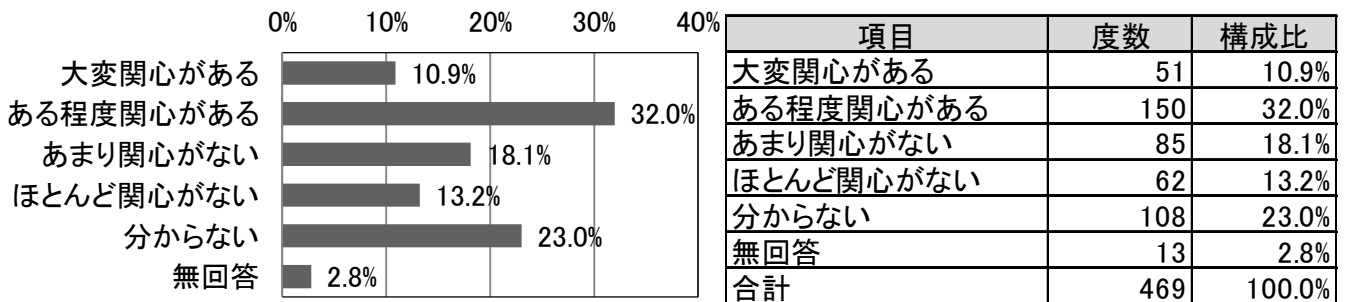
また、「充実していない」が25.6%となっています。



問 各種国際大会や国民体育大会、各種競技の全国大会での石岡市の選手の活躍にどのくらい関心を持っていますか。(○は1つ)

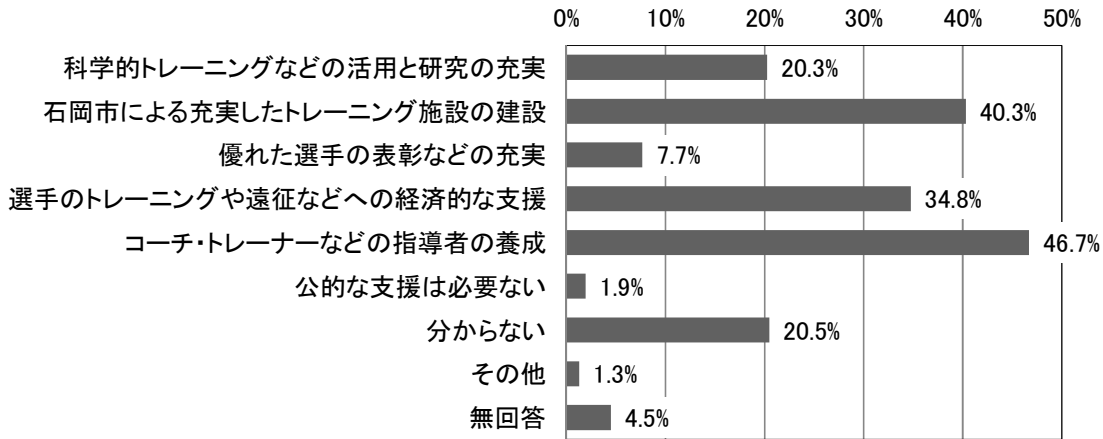
各種国際大会や国民体育大会、各種競技の全国大会での石岡市の選手の活躍にどのくらい関心を持っているかでは、「ある程度関心がある」が32.0%と最も多く、「大変関心がある」と合わせると4割を越える方が関心があると回答しています。

また、「ほとんど関心がない」が13.2%となっています。



問 石岡市の選手が各種全国大会や国民体育大会などで活躍するためには、どのような公的支援が必要だと思いますか。(いくつでも)

石岡市の選手が各種全国大会や国民体育大会などで活躍するために必要な支援では、「コーチ・トレーナーなどの指導者の養成」が46.7%と最も多く、次いで「石岡市による充実したトレーニング施設の建設」が40.3%、「選手のトレーニングや遠征などへの経済的な支援」が34.8%となっています。

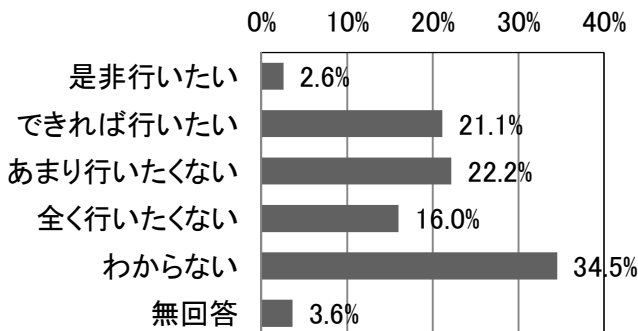


項目	度数	比率
科学的トレーニングなどの活用と研究の充実	95	20.3%
石岡市による充実したトレーニング施設の建設	189	40.3%
優れた選手の表彰などの充実	36	7.7%
選手のトレーニングや遠征などへの経済的な支援	163	34.8%
コーチ・トレーナーなどの指導者の養成	219	46.7%
公的な支援は必要ない	9	1.9%
分からない	96	20.5%
その他	6	1.3%
無回答	21	4.5%
回答者数	469	

問 今後、スポーツに関わるボランティア活動を行いたいと思いますか。(○は1つ)

今後、スポーツに関わるボランティア活動を行いたいと思うかでは、「あまり行いたくない」が22.0%と多く、「全く行いたくない」を合わせると4割近くの方がボランティア活動は行いたくないと回答しています。

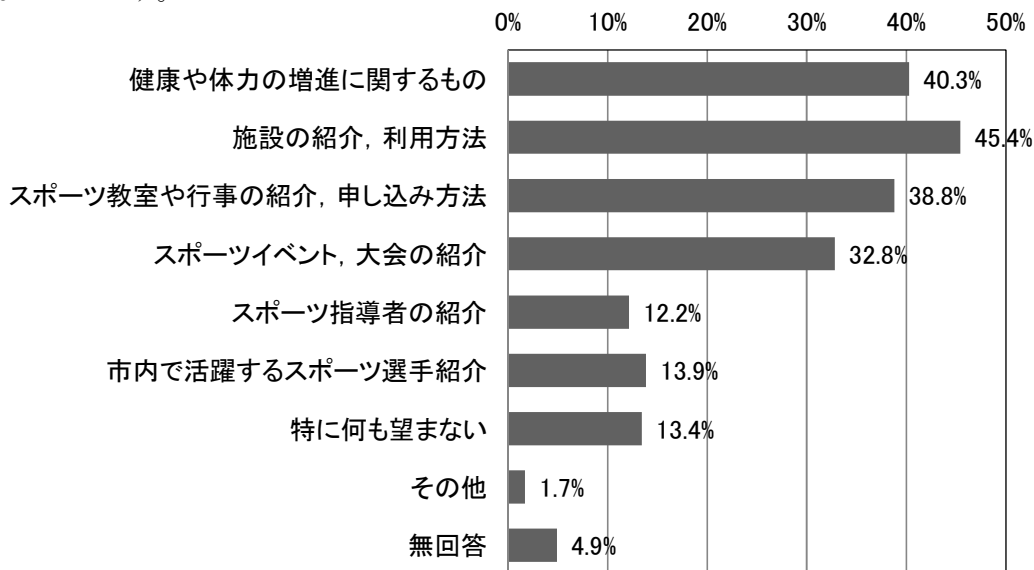
また、「是非行いたい」「できれば行いたい」を合わせると23.7%となっています。



項目	度数	構成比
是非行いたい	12	2.6%
できれば行いたい	99	21.1%
あまり行いたくない	104	22.2%
全く行いたくない	75	16.0%
わからない	162	34.5%
無回答	17	3.6%
合計	469	100.0%

問 市が行うスポーツに関する情報提供に何を望みますか。(いくつでも)

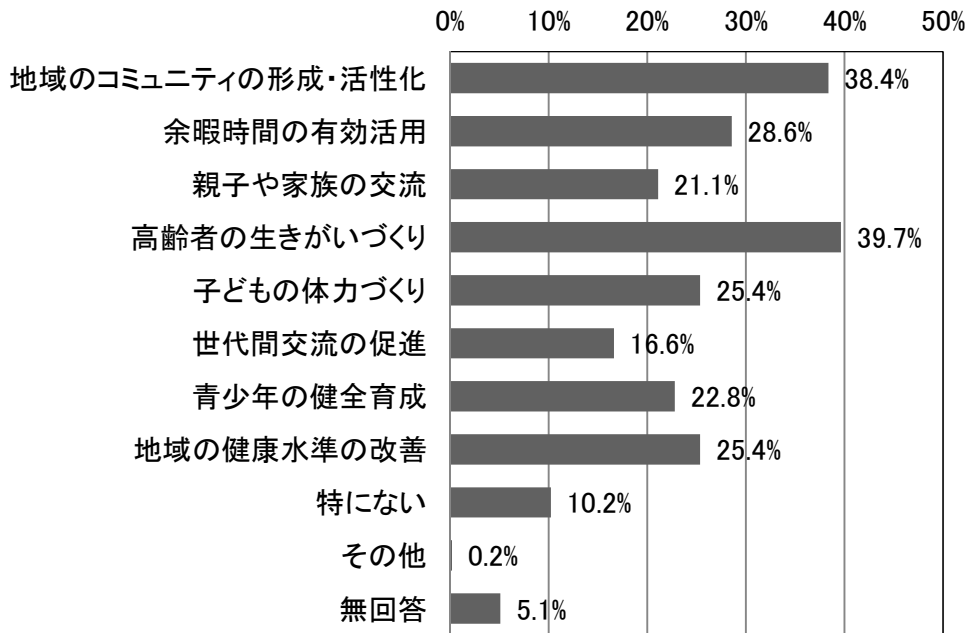
市が行うスポーツに関する情報提供に望むことでは、「施設の紹介, 利用方法」が45.4%と最も多く、次いで「健康や体力の増進に関するもの」が40.3%、「スポーツ教室や行事の紹介, 申し込み方法」が38.8%となっています。



項目	度数	比率
健康や体力の増進に関するもの	189	40.3%
施設の紹介, 利用方法	213	45.4%
スポーツ教室や行事の紹介, 申し込み方法	182	38.8%
スポーツイベント, 大会の紹介	154	32.8%
スポーツ指導者の紹介	57	12.2%
市内で活躍するスポーツ選手紹介	65	13.9%
特に何も望まない	63	13.4%
その他	8	1.7%
無回答	23	4.9%
回答者数	469	

問 地域におけるスポーツ推進に、どのような効果を期待しますか。(いくつでも)

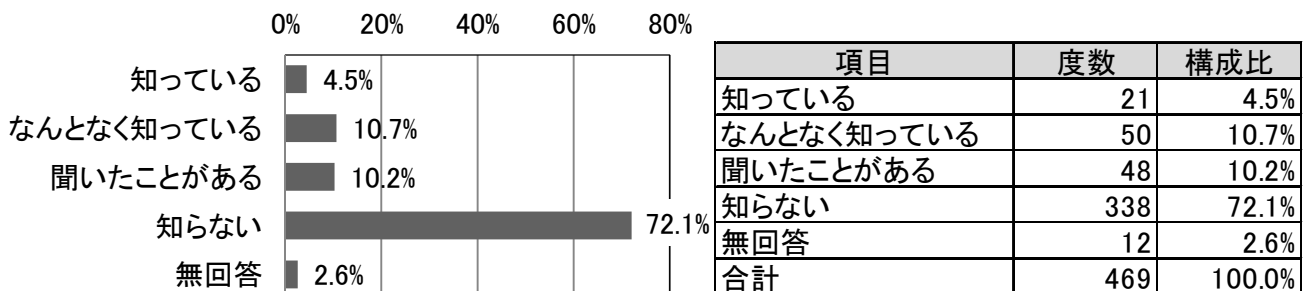
地域におけるスポーツ推進で効果を期待することでは、「高齢者の生きがいがづくり」が39.7%と最も多く、次いで「地域のコミュニティの形成・活性化」が38.4%、「余暇時間の有効活用」が28.6%となっています。



項目	度数	比率
地域のコミュニティの形成・活性化	180	38.4%
余暇時間の有効活用	134	28.6%
親子や家族の交流	99	21.1%
高齢者の生きがいがづくり	186	39.7%
子どもの体力づくり	119	25.4%
世代間交流の促進	78	16.6%
青少年の健全育成	107	22.8%
地域の健康水準の改善	119	25.4%
特にない	48	10.2%
その他	1	0.2%
無回答	24	5.1%
回答者数	469	

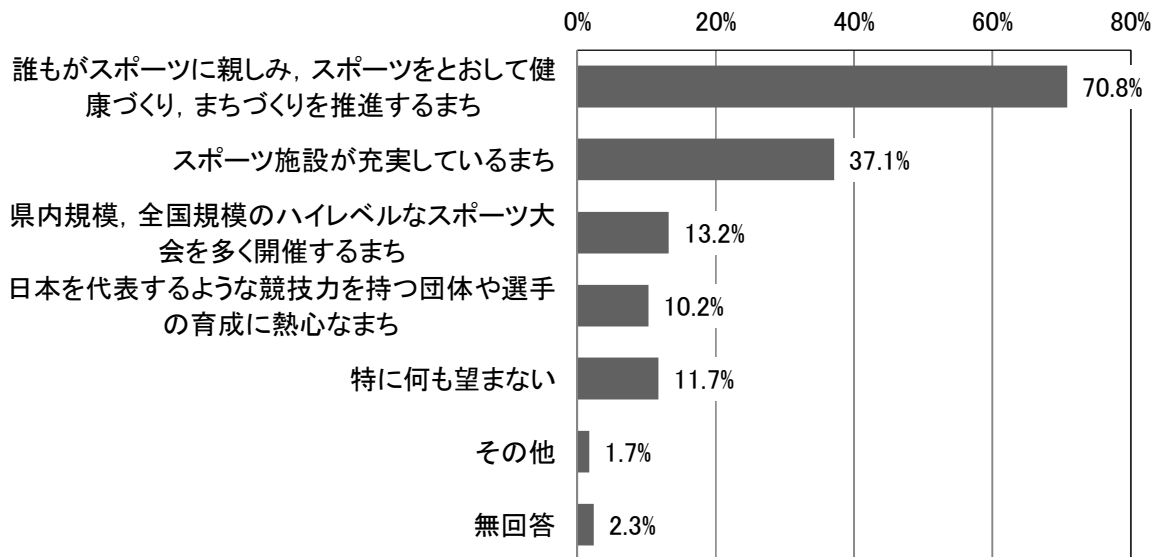
問 あなたは、「総合型地域スポーツクラブ」(身近な公共施設や地域の学校施設などを拠点として、地域住民らで運営され、多世代・多種目・多志向による活動ができるクラブ)について知っていますか。(〇は1つ)

「総合型地域スポーツクラブ」を知っているかでは、7割を越える方が「知らない」と回答しています。



問 どのようなスポーツ都市像を望みますか。(いくつでも)

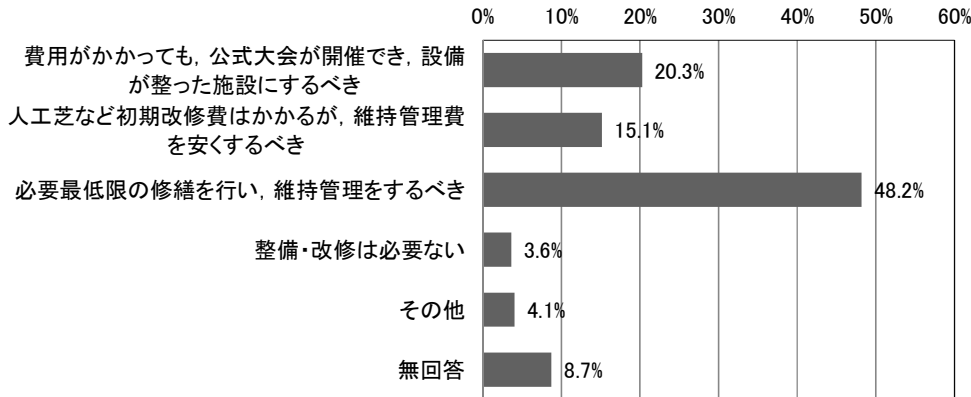
どのようなスポーツ都市像を望んでいるかでは、「誰もがスポーツに親しみ、スポーツをとおして健康づくり、まちづくりを推進するまち」が70.8%と最も多く、次いで「スポーツ施設が充実しているまち」が37.1%、「県内規模、全国規模のハイレベルなスポーツ大会を多く開催するまち」が13.2%、「日本を代表するような競技力を持つ団体や選手の育成に熱心なまち」が10.2%となっています。



項目	度数	比率
誰もがスポーツに親しみ、スポーツをとおして健康づくり、まちづくりを推進するまち	332	70.8%
スポーツ施設が充実しているまち	174	37.1%
県内規模、全国規模のハイレベルなスポーツ大会を多く開催するまち	62	13.2%
日本を代表するような競技力を持つ団体や選手の育成に熱心なまち	48	10.2%
特に何も望まない	55	11.7%
その他	8	1.7%
無回答	11	2.3%
回答者数	469	

問 市のスポーツ関連施設の整備や改修についてどのようにお考えですか

市のスポーツ関連施設の整備や改修についての考えでは、「必要最低限の修繕を行い、維持管理をするべき」が48.2%と最も多く、次いで「費用がかかっても、公式大会が開催でき、設備が整った施設にするべき」が20.3%、「人工芝など初期改修費はかかるが、維持管理費を安くするべき」が15.1%、「人工芝など初期改修費はかかるが、維持管理費を安くするべき」が15.1%となっています。

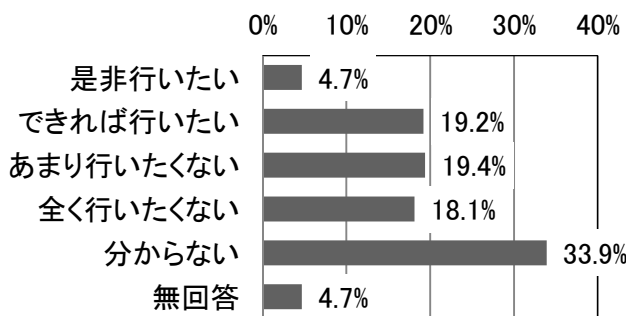


項目	度数	構成比
費用がかかっても、公式大会が開催でき、設備が整った施設にするべき	95	20.3%
人工芝など初期改修費はかかるが、維持管理費を安くするべき	71	15.1%
必要最低限の修繕を行い、維持管理をするべき	226	48.2%
整備・改修は必要ない	17	3.6%
その他	19	4.1%
無回答	41	8.7%
合計	469	100.0%

問 現在、市では、「2020 東京オリンピック・パラリンピック」のキャンプ地の誘致を行っています。あなたは、外国の選手団が石岡市でキャンプを行うとしたら、キャンプに関わるボランティア活動を行いたいと思いますか。(○は1つ)

「2020 東京オリンピック・パラリンピック」キャンプ地の誘致に関わるボランティア活動を行いたいと思うかでは、「あまり行いたくない」が最も多く、「全く行いたくない」を合わせると4割近くの方がボランティア活動を行いたくないと回答しています。

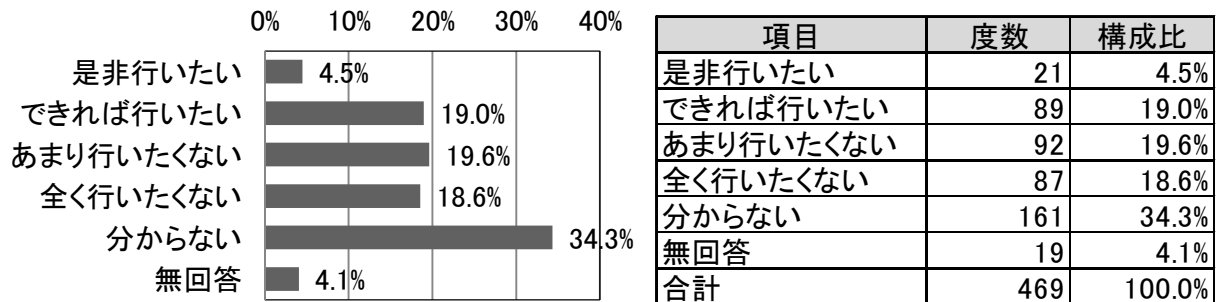
また、「是非行いたい」「できれば行いたい」を合わせると23.9%となっています。



項目	度数	構成比
是非行いたい	22	4.7%
できれば行いたい	90	19.2%
あまり行いたくない	91	19.4%
全く行いたくない	85	18.1%
分からない	159	33.9%
無回答	22	4.7%
合計	469	100.0%

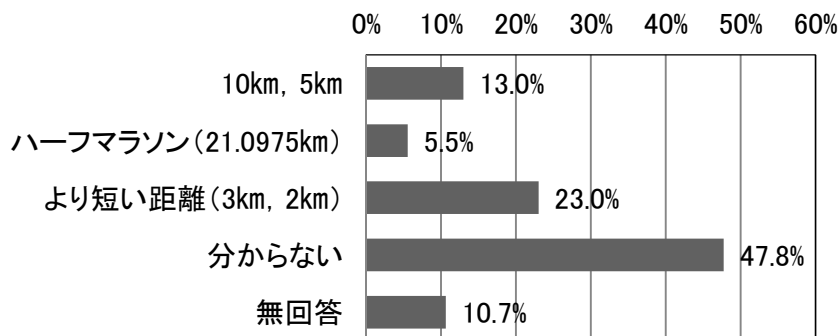
問 茨城県では、平成31年に、「いきいき茨城ゆめ国体」が開催されます。あなたは、国体に関わるボランティア活動を行いたいと思いますか。(○は1つ)

「いきいき茨城ゆめ国体」に関わるボランティア活動を行いたいと思うかでは、「あまり行いたくない」が19.6%と多く、「全く行いたくない」を合わせると4割近くの方が行いたくないと回答しています。また、「是非行いたい」「できれば行いたい」を合わせると23.5%となっています。



問 現在、石岡市では、「石岡つくばねマラソン」(一般は10km, 5km)を開催しています。あなたは、どのようなマラソン大会に参加してみたいですか。(○は1つ)

どのようなマラソン大会に参加してみたいかでは、「より短い距離(3km, 2km)」が23.0%と最も多く、次いで「10km, 5km」が13.0%、「ハーフマラソン(21.0975km)」が5.5%となっています。また、「分からない」が47.8%となっています。

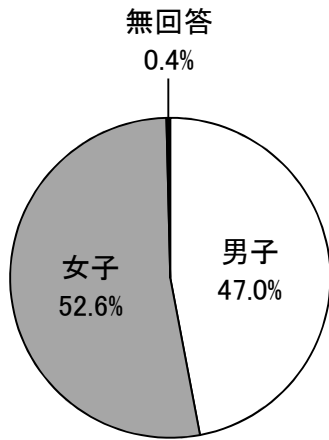


項目	度数	構成比
10km, 5km	61	13.0%
ハーフマラソン(21.0975km)	26	5.5%
より短い距離(3km, 2km)	108	23.0%
分からない	224	47.8%
無回答	50	10.7%
合計	469	100.0%

小学生アンケート

問 性別を教えてください。(〇は1つ)

性別では、「男子」が47.0%、「女子」が52.6%と女子が上回っています。



項目	度数	構成比
男子	119	47.0%
女子	133	52.6%
無回答	1	0.4%
合計	253	100.0%

問 小学生、中学生どちらですか。(〇は1つ)

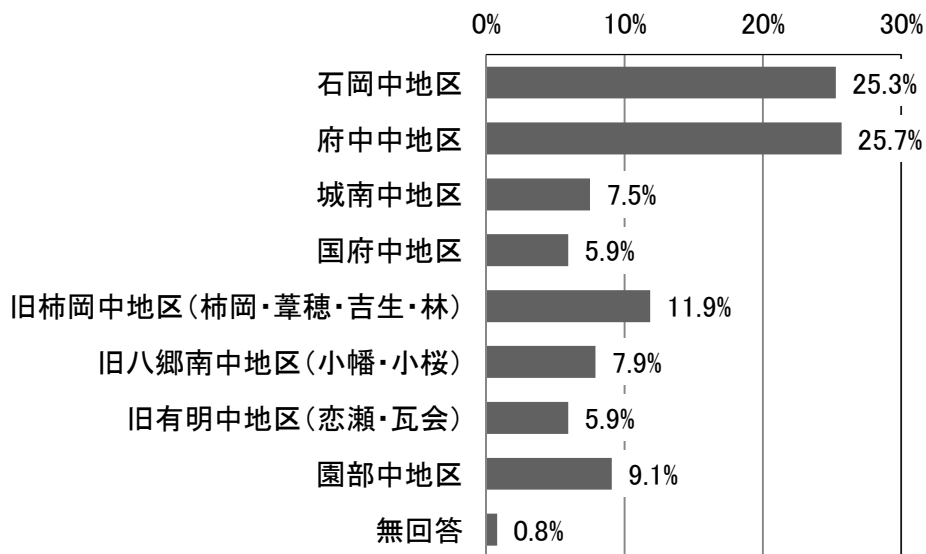
小学生が253名、中学生が289名となっています。

項目	度数	構成比
小学生	253	46.7%
中学生	289	53.3%
合計	542	100.0%

※小学生のみを集計しています。

問 住んでいる地区を選んでください。(〇は1つ)

住んでいる地区については、「府中中地区」が25.7%と最も多く、次いで「石岡中地区」が25.3%、「旧柿岡中地区(柿岡・葦穂・吉生・林)」が11.9%となっています。

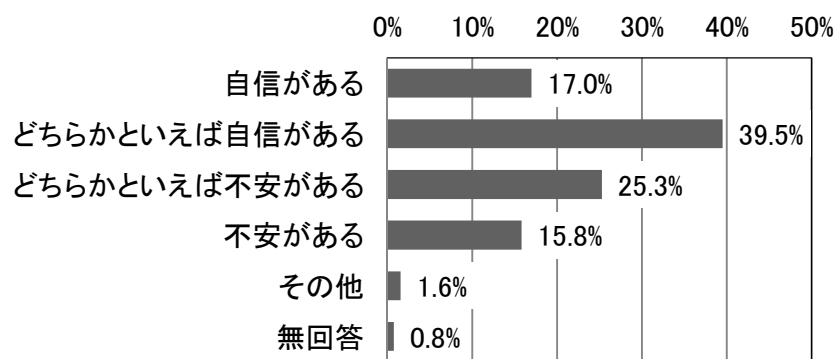


項目	度数	構成比
石岡中地区	64	25.3%
府中中地区	65	25.7%
城南中地区	19	7.5%
国府中地区	15	5.9%
旧柿岡中地区(柿岡・葦穂・吉生・林)	30	11.9%
旧八郷南中地区(小幡・小桜)	20	7.9%
旧有明中地区(恋瀬・瓦会)	15	5.9%
園部中地区	23	9.1%
無回答	2	0.8%
合計	253	100.0%

問 あなたは、自分の体力についてどのように感じていますか。(○は1つ)

自分の体力について感じていることでは、「どちらかといえば自信がある」が39.5%と最も多く、「自信がある」と合わせると6割近くの児童が体力に自信があると回答しています。

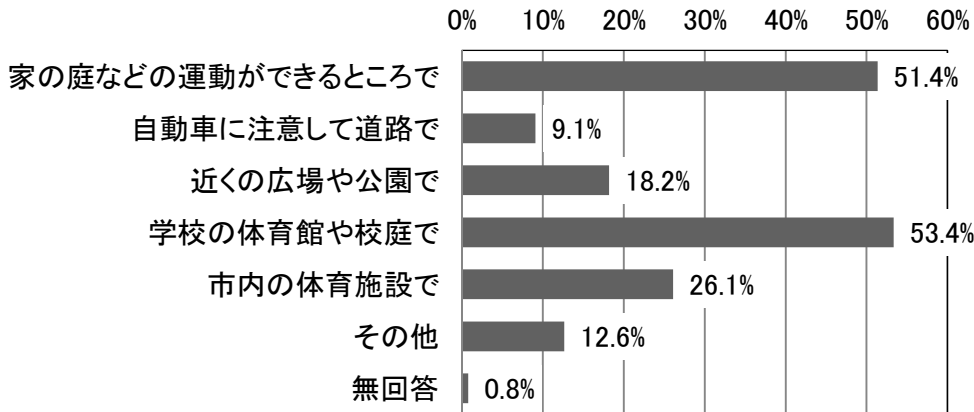
また、「どちらかといえば不安がある」「不安がある」を合わせると41.1%となっています。



項目	度数	構成比
自信がある	43	17.0%
どちらかといえば自信がある	100	39.5%
どちらかといえば不安がある	64	25.3%
不安がある	40	15.8%
その他	4	1.6%
無回答	2	0.8%
合計	253	100.0%

問 あなたが運動・スポーツする場所は主にどんなところですか。(〇はいくつでも)

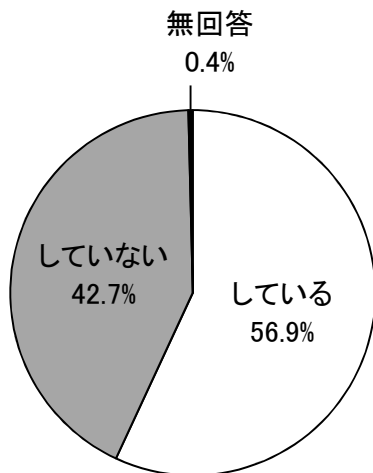
運動・スポーツする場所では、「学校の体育館や校庭で」が53.4%と最も多く、次いで「家の庭などの運動ができるところで」が51.4%、「市内の体育施設で」が26.1%となっています。



項目	度数	比率
家の庭などの運動ができるところで	130	51.4%
自動車に注意して道路で	23	9.1%
近くの広場や公園で	46	18.2%
学校の体育館や校庭で	135	53.4%
市内の体育施設で	66	26.1%
その他	32	12.6%
無回答	2	0.8%
回答者数	253	

問 あなたは、少年スポーツクラブやチームなどの団体・運動部に所属していますか。(〇は1つ)

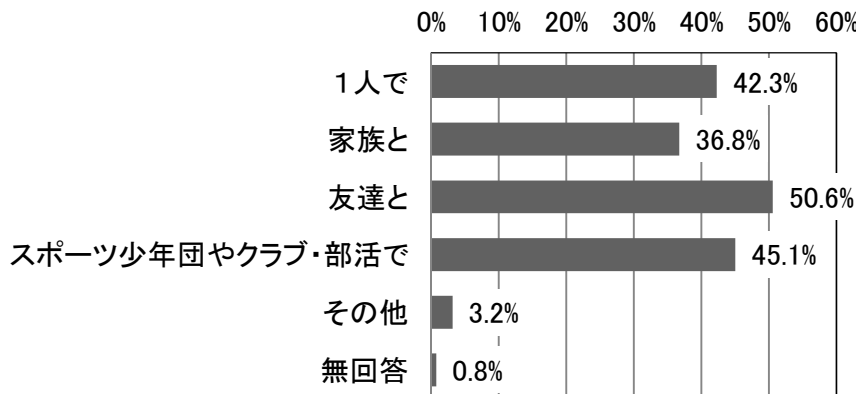
少年スポーツクラブやチームなどの団体・運動部に所属しているかでは、「している」が56.9%、「していない」が42.7%と5割を越える児童が所属していると回答しています。



項目	度数	構成比
している	144	56.9%
していない	108	42.7%
無回答	1	0.4%
合計	253	100.0%

問 あなたは、運動・スポーツにとりくむ場合、どのような形でとりくんでいますか。(〇はいくつでも)

運動・スポーツにとりくむ形では、「友達と」が50.6%と最も多く、次いで「スポーツ少年団やクラブ・部活で」が45.1%、「1人で」が42.3%となっています。



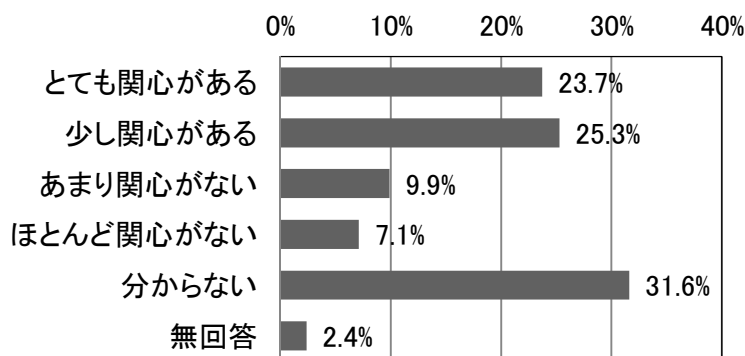
項目	度数	比率
1人で	107	42.3%
家族と	93	36.8%
友達と	128	50.6%
スポーツ少年団やクラブ・部活で	114	45.1%
その他	8	3.2%
無回答	2	0.8%
回答者数	253	

問 国際大会や国民体育大会、全国大会での石岡市の選手の活躍にどのくらい関心を持っていますか。

(〇は1つ)

国際大会や国民体育大会、全国大会での石岡市の選手の活躍への関心では、「少し関心がある」が25.3%と多く「とても関心がある」を合わせると5割近くの児童が関心があると回答しています。

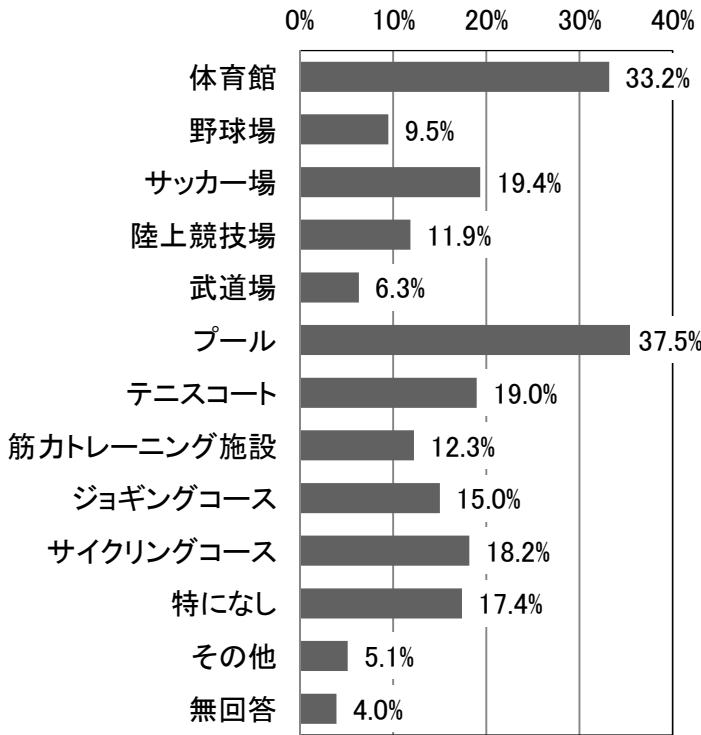
また、「あまり関心がない」「ほとんど関心がない」を合わせると17.0%となっています。



項目	度数	構成比
とても関心がある	60	23.7%
少し関心がある	64	25.3%
あまり関心がない	25	9.9%
ほとんど関心がない	18	7.1%
分からない	80	31.6%
無回答	6	2.4%
合計	253	100.0%

問 今後、市で特に整備してほしいスポーツ施設があれば選んでください。(〇はいくつでも)

今後、市で特に整備してほしいスポーツ施設では、「プール」が37.5%と最も多く、次いで「体育館」が33.2%、「サッカー場」が19.4%となっています。

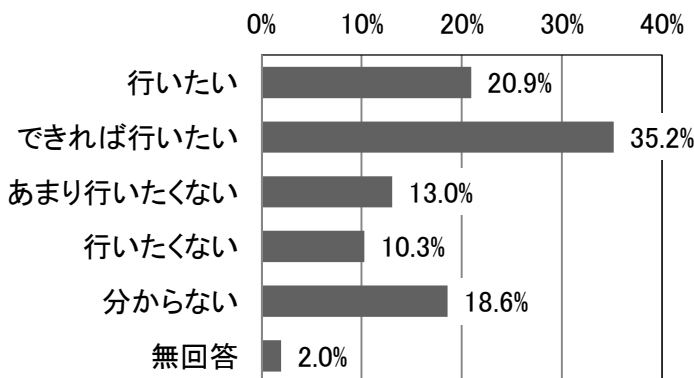


項目	度数	比率
体育館	84	33.2%
野球場	24	9.5%
サッカー場	49	19.4%
陸上競技場	30	11.9%
武道場	16	6.3%
プール	95	37.5%
テニスコート	48	19.0%
筋力トレーニング施設	31	12.3%
ジョギングコース	38	15.0%
サイクリングコース	46	18.2%
特になし	44	17.4%
その他	13	5.1%
無回答	10	4.0%
回答者数	253	

問 茨城県では、平成31年に、「いきいき茨城ゆめ国体」が開催されます。あなたは、国体に関わるボランティア活動を行いたいと思いますか。(〇は1つ)

国体に関わるボランティア活動を行いたいと思うかでは、「できれば行いたい」が35.2%と最も多く、「行いたい」と合わせると5割を越える児童が行いたいと回答しています。

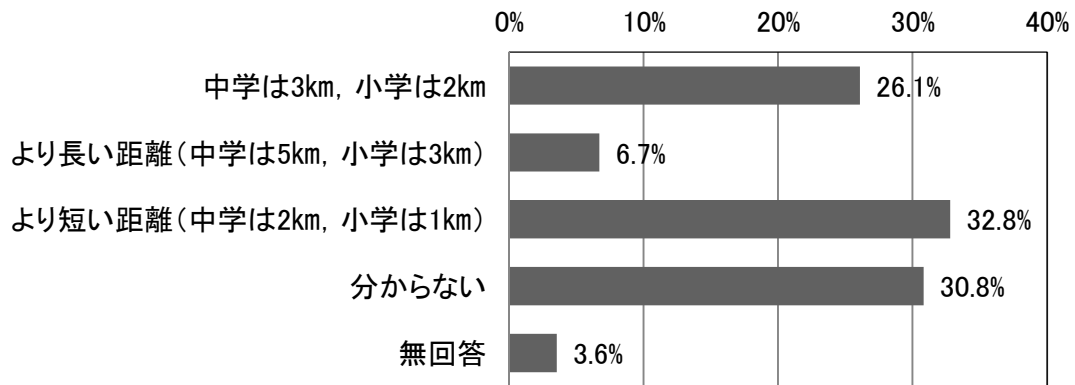
また、「あまり行いたくない」「行いたくない」を合わせると23.3%となっています。



項目	度数	構成比
行いたい	53	20.9%
できれば行いたい	89	35.2%
あまり行いたくない	33	13.0%
行いたくない	26	10.3%
分からない	47	18.6%
無回答	5	2.0%
合計	253	100.0%

問 現在、石岡市では、「石岡つくばねマラソン」（中学生は3km、小学生は2km）を開催しています。あなたは、どのようなマラソン大会に参加してみたいですか。（〇は1つ）

どのようなマラソン大会に参加してみたいかでは、「より短い距離（中学は2km、小学は1km）」が32.8%と最も多く、次いで「中学は3km、小学は2km」が26.1%、「より長い距離（中学は5km、小学は3km）」が6.7%となっています。

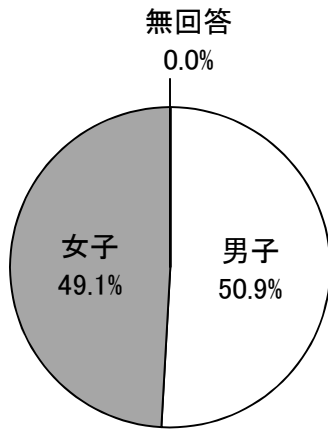


項目	度数	構成比
中学は3km, 小学は2km	66	26.1%
より長い距離(中学は5km, 小学は3km)	17	6.7%
より短い距離(中学は2km, 小学は1km)	83	32.8%
分からない	78	30.8%
無回答	9	3.6%
合計	253	100.0%

中学生アンケート

問 性別を教えてください。(〇は1つ)

性別では、「男子」が50.0%、「女子」が48.3%と男子が上回っています。



項目	度数	構成比
男子	147	50.9%
女子	142	49.1%
無回答	0	0.0%
合計	289	100.0%

問 小学生、中学生どちらですか。(〇は1つ)

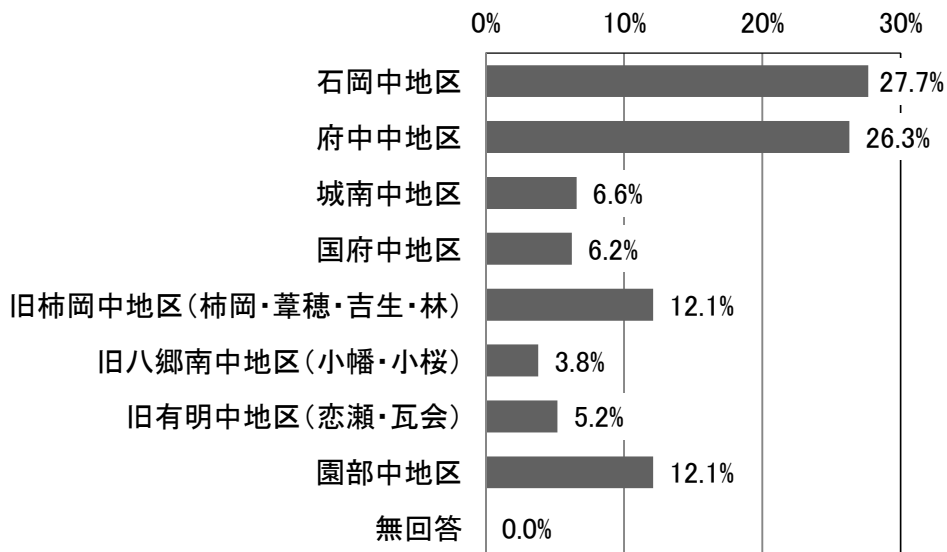
小学生が253名、中学生が289名となっています。

項目	度数	構成比
小学生	253	46.7%
中学生	289	53.3%
合計	542	100.0%

※中学生のみを集計しています。

問 住んでいる地区を選んでください。(〇は1つ)

住んでいる地区については、「石岡中地区」が27.7%と最も多く、次いで「府中中地区」が26.3%、「旧柿岡中地区(柿岡・葦穂・吉生・林)」「園部中地区」が同数の12.1%となっています。

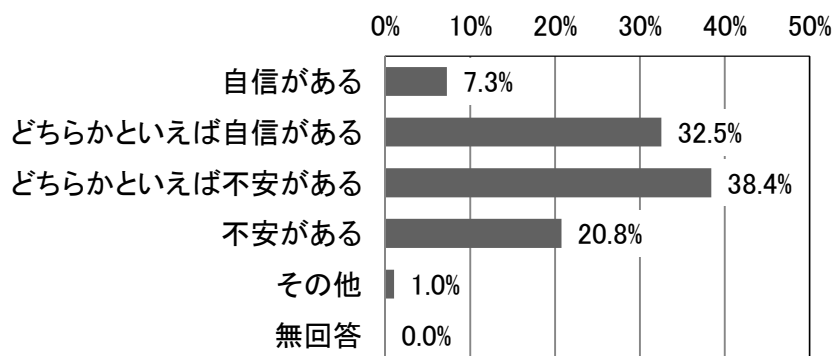


項目	度数	構成比
石岡中地区	80	27.7%
府中中地区	76	26.3%
城南中地区	19	6.6%
国府中地区	18	6.2%
旧柿岡中地区(柿岡・葦穂・吉生・林)	35	12.1%
旧八郷南中地区(小幡・小桜)	11	3.8%
旧有明中地区(恋瀬・瓦会)	15	5.2%
園部中地区	35	12.1%
無回答	0	0.0%
合計	289	100.0%

問 あなたは、自分の体力についてどのように感じていますか。(○は1つ)

自分の体力について感じていることでは、「どちらかといえば不安がある」が38.4%と最も多く、「不安がある」と合わせると6割近くの生徒が不安があると回答しています。

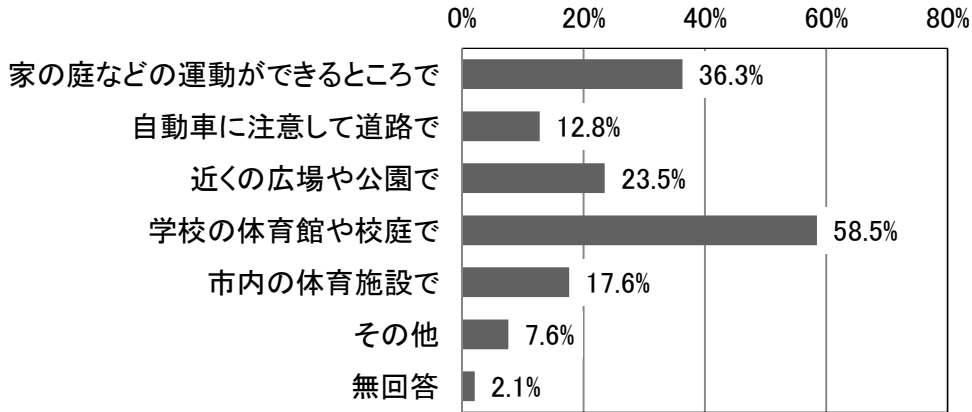
また、「自信がある」「どちらかといえば自信がある」を合わせると39.8%となっています。



項目	度数	構成比
自信がある	21	7.3%
どちらかといえば自信がある	94	32.5%
どちらかといえば不安がある	111	38.4%
不安がある	60	20.8%
その他	3	1.0%
無回答	0	0.0%
合計	289	100.0%

問 あなたが運動・スポーツする場所は主にどんなところですか。(〇はいくつでも)

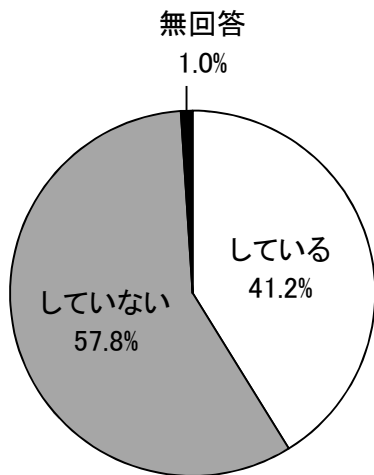
運動・スポーツする場所では、「学校の体育館や校庭で」が58.5%と最も多く、次いで「家の庭などの運動ができるところで」が36.3%、「近くの広場や公園で」が23.5%となっています。



項目	度数	比率
家の庭などの運動ができるところで	105	36.3%
自動車に注意して道路で	37	12.8%
近くの広場や公園で	68	23.5%
学校の体育館や校庭で	169	58.5%
市内の体育施設で	51	17.6%
その他	22	7.6%
無回答	6	2.1%
回答者数	289	

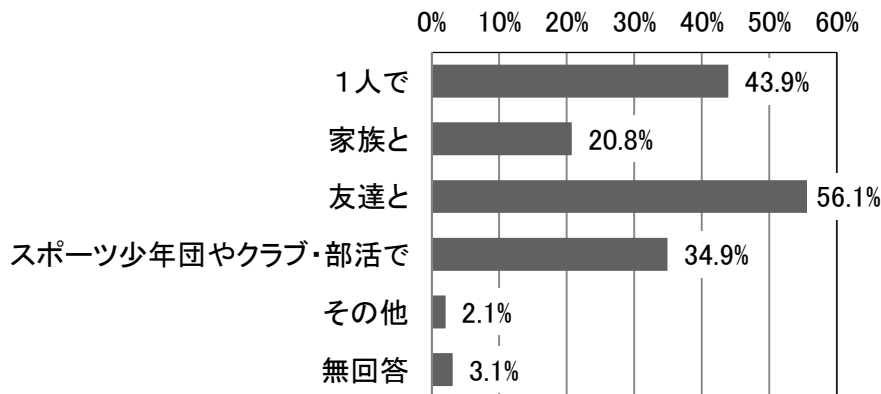
問 あなたは、少年スポーツクラブやチームなどの団体・運動部に所属していますか。(〇は1つ)

少年スポーツクラブやチームなどの団体・運動部に所属しているかでは、「している」が41.2%、「していない」が57.8%と6割近くの生徒が所属していないと回答しています。



項目	度数	構成比
している	119	41.2%
していない	167	57.8%
無回答	3	1.0%
合計	289	100.0%

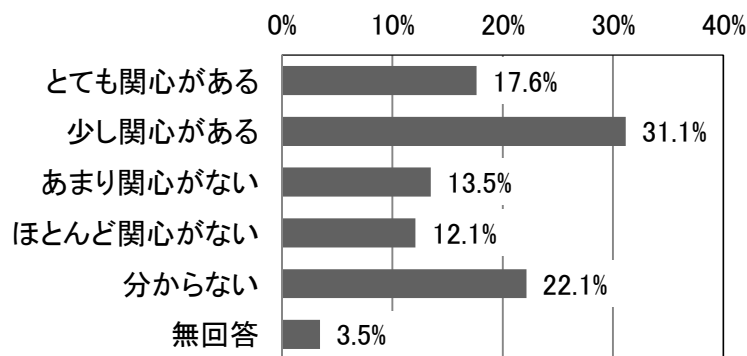
問 あなたは、運動・スポーツにとりくむ場合、どのような形でとりくんでいますか。(〇はいくつでも)
 運動・スポーツにとりくむ形では、「友達と」が56.1%と最も多く、次いで「1人で」が43.9%、「スポーツ少年団やクラブ・部活で」が34.9%となっています。



項目	度数	比率
1人で	127	43.9%
家族と	60	20.8%
友達と	162	56.1%
スポーツ少年団やクラブ・部活で	101	34.9%
その他	6	2.1%
無回答	9	3.1%
回答者数	289	

問 国際大会や国民体育大会、全国大会での石岡市の選手の活躍にどのくらい関心を持っていますか。
 (〇は1つ)

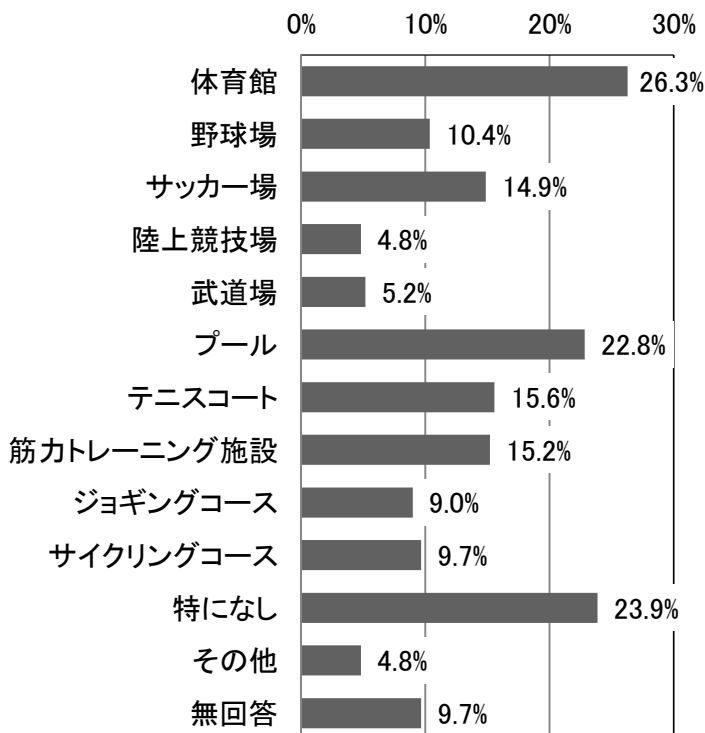
国際大会や国民体育大会、全国大会での石岡市の選手の活躍への関心では、「少し関心がある」が31.1%と多く「とても関心がある」を合わせると5割近くの生徒が関心があると回答しています。
 また、「あまり関心がない」「ほとんど関心がない」を合わせると25.6%となっています。



項目	度数	構成比
とても関心がある	51	17.6%
少し関心がある	90	31.1%
あまり関心がない	39	13.5%
ほとんど関心がない	35	12.1%
分からない	64	22.1%
無回答	10	3.5%
合計	289	100.0%

問 今後、市で特に整備してほしいスポーツ施設があれば選んでください。(〇はいくつでも)

今後、市で特に整備してほしいスポーツ施設では、「体育館」が26.3%と最も多く、次いで「プール」が22.8%、「テニスコート」が15.6%となっています。

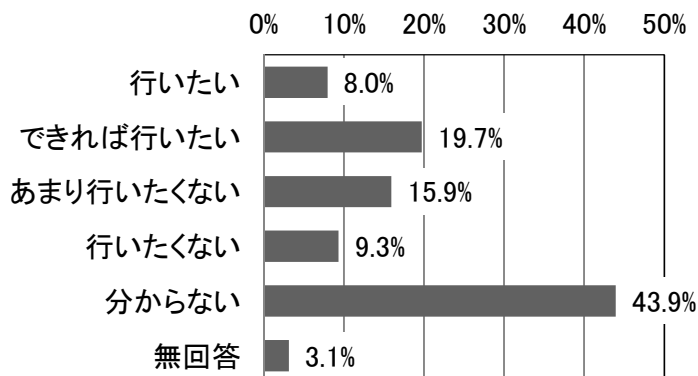


項目	度数	比率
体育館	76	26.3%
野球場	30	10.4%
サッカー場	43	14.9%
陸上競技場	14	4.8%
武道場	15	5.2%
プール	66	22.8%
テニスコート	45	15.6%
筋力トレーニング施設	44	15.2%
ジョギングコース	26	9.0%
サイクリングコース	28	9.7%
特になし	69	23.9%
その他	14	4.8%
無回答	28	9.7%
回答者数	289	

問 茨城県では、平成31年に、「いきいき茨城ゆめ国体」が開催されます。あなたは、国体に関わるボランティア活動を行いたいと思いますか。(〇は1つ)

国体に関わるボランティア活動を行いたいと思うかでは、「できれば行いたい」が19.7%と最も多く、「行いたい」と合わせると27.7%となっています。

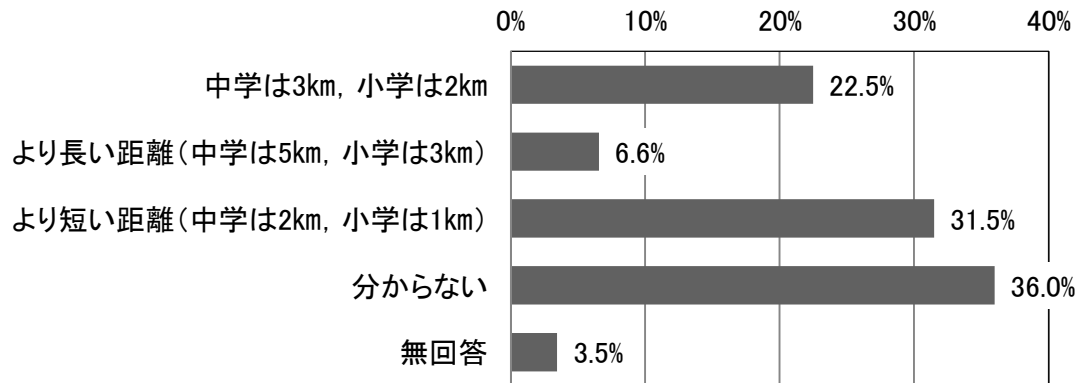
また、「あまり行いたくない」「行いたくない」を合わせると25.2%となっています。



項目	度数	構成比
行いたい	23	8.0%
できれば行いたい	57	19.7%
あまり行いたくない	46	15.9%
行いたくない	27	9.3%
分からない	127	43.9%
無回答	9	3.1%
合計	289	100.0%

問 現在、石岡市では、「石岡つくばねマラソン」（中学生は3km、小学生は2km）を開催しています。あなたは、どのようなマラソン大会に参加してみたいですか。（○は1つ）

どのようなマラソン大会に参加してみたいかでは、「より短い距離（中学は2km、小学は1km）」が31.5%と最も多く、次いで「中学は3km、小学は2km」が22.5%、「より長い距離（中学は5km、小学は3km）」が6.6%となっています。



項目	度数	構成比
中学は3km, 小学は2km	65	22.5%
より長い距離(中学は5km, 小学は3km)	19	6.6%
より短い距離(中学は2km, 小学は1km)	91	31.5%
分からない	104	36.0%
無回答	10	3.5%
合計	289	100.0%

第3章 計画の基本理念など

第1節 基本理念

スポーツは、体を動かすという人間の本質的な欲求に応えるとともに、爽快感、達成感、他者との連帯感などの精神的な充足や楽しさ・喜びをもたらし、さらには体力の向上や精神的なストレスの解消、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持・増進に大きな役割を果たして、より豊かな人生を求める世界共通の文化として広く受け入れられています。

現在は、少子高齢化などの社会構造の変化に伴い、ストレス社会と言われていますが、体を使う活動＝スポーツがストレスの解消に最適と言われています。スポーツは、精神的なストレスの発散ばかりでなく、市民の活力の源になるものと考えます。

スポーツ・レクリエーションを推進するためには、各種スポーツ教室や体育大会などのスポーツイベントの開催により、世代を問わずスポーツ活動の機会を提供する必要があり、また、日常的にスポーツに親しむためには、身近にあるスポーツ施設や学校施設の整備充実と利用促進を図るとともに、スポーツクラブやサークルの支援など、地域に根ざした活動を行う必要があります。

また、各種競技大会における市を代表するチームなどの活躍は、市民にとって喜ばしく、まちの活性化につながるものであり、また、まちの一体感を醸し出すものであると考えます。このため、選手の育成強化などの支援による競技力向上に向けた環境整備を進める必要があります。

今後は、「いきいき茨城ゆめ国体 2019」、「いきいき茨城ゆめ大会 2019」、「2020 東京オリンピック・パラリンピック」の開催が予定されており、市民にとってもよりスポーツが身近に感じられる機会が多くなります。

このように、私たちが生涯にわたってスポーツに親しむことは、現代社会において重要な役割を持つものです。

これらのことから、本計画の基本目標を、『だれもが いつでも どこでも いつまでも スポーツに親しめるまち いしおか』とし、「石岡かがやきビジョン」に掲げる将来像『誰もがいきいきと暮らし輝くまち 石岡』の実現のため、各種事業を推進していきます。

石岡市スポーツ推進計画基本理念

**だれもが いつでも どこでも いつまでも
スポーツに親しめるまち いしおか**

第2節 基本目標

本計画の策定にあたっては、「石岡市教育大綱」に掲げる以下の取り組みを基本目標として計画を推進します。

I スポーツ環境の充実

各施設については、「石岡市公共施設等総合管理計画」に基づき、安全で快適な市民がより使いやすい施設となるよう整備を進めています。学校施設についても、学校開放事業を積極的に活用し、地域の一体感や活力が醸成される場としていきます。

また、施設の整備については、市民のニーズを的確にとらえながら、スポーツの実施率の向上に結び付けるよう計画的に整備し、いつでも、だれでもスポーツができる環境の管理などを行います。

II スポーツの振興

市民のスポーツ活動の多様化・高度化に伴って、指導者などに対するニーズもより複雑化しています。これらのニーズに対応できる指導者などの養成と資質の向上に努めます。

また、様々なスポーツイベントを支えるスポーツボランティアの発掘と育成も急務となっています。さらに、スポーツの普及や競技力向上の推進母体となる各種スポーツ団体の育成も大きな課題となっており、団体相互の連携・協力のもと一体的に取り組み、市全体でスポーツの振興を図ります。

III 生涯現役スポーツの推進

青・壮年期のスポーツ実施率の向上や各種イベントなどの参加者数の増加を目指し、ニーズやライフスタイルに応じたスポーツ活動の機会づくりを進めます。中年期では、健康の維持・増進や体力づくりの視点を踏まえてスポーツや運動の普及を図ります。

また、高齢者の生きがいづくりや健康づくり、介護予防に向けて、ニュースポーツなど気軽に取り組める機会の充実を図ります。また、高齢者の運動やスポーツ活動、さらには地域活動を通じて、社会参加を促進します。

障がいのある人については、参加しやすいスポーツ環境づくりを進め、主体的に健康増進や生きがいづくり、多様な交流を図ることのできる機会の充実を図ります。

第4節 現状と課題

(1) ライフステージに合わせたスポーツ活動の推進

①生涯スポーツについて

少子高齢化が急速に進む中で、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージに応じて、日常的にスポーツ活動や健康づくりに取り組むことは、健康で心豊かな生活を送るうえで不可欠ですが、年齢による生活の変化などから、継続的なスポーツ活動の実践が十分とは言えないのが現状です。また、特に高齢者に顕著な傾向として、スポーツに親しむ人とそうでない人の二極化が進んでいる状況があります。

このため、市民の誰もがそれぞれの状況に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツに親しむことができる環境の整備が求められています。

②学校体育について

学校体育活動は、生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎となるものですが、子どもを取り巻く環境の変化により、成長期における日常生活で体を動かす機会が減少している状況にあります。

こうした中、運動機会を定期的に提供し、体力の向上を図るためには、保護者を含めた地域住民との連携や、スポーツ関係団体との連携を強化し、多様なスポーツ活動を効果的に実践していく取り組みが求められています。

③競技スポーツについて

多くの選手がスポーツ少年団などの活動から競技を始め、学校における運動部活動を経て競技力を身につけています。しかしながら、本市では、こうしたジュニア期からの長期的視点に立った指導・育成システムが少ないのが現状です。

よって、地域・学校・競技団体などが連携し、一貫した指導・育成体制の確立による競技力向上を推進するとともに、スポーツ医・科学の面からのサポートや専門指導者・スポーツリーダーの育成などが求められています。

④障がい者スポーツ活動について

本市における障がい者活動としては、機能訓練の場やレクリエーション大会などはあるものの、スポーツ実施の機会が少ない現状です。障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うためには、支援者の確保など支援体制の充実と障がい者自らが参加できるシステム構築が課題となっています。

障がい者のスポーツ環境を構築する上で必要な人材の養成と資質向上に取り組み、障がい者がスポーツに参加する機会を増やしていくことが求められています。

(2) 市民が主体的に参画できるスポーツ環境の整備

①スポーツ施設について

市のスポーツ施設は、スポーツ・レクリエーションや体力づくりの場として利用されるだけでなく、市民の憩いの場や交流拠点としての役割を持っていて、健康的で潤いのある市民生活に寄与するものです。

このため、安全で安心かつ快適な利用環境の確保と設備の充実などを計画的に進めていくことが求められます。また、利用者の利便性や地域の実情に応じた管理運営方法、学校体育施設開放のさらなる推進、公民館などの既存施設のスポーツでの活用なども検討していく必要があります。

②スポーツ関係組織のネットワークについて

石岡市体育協会やスポーツ少年団をはじめとするスポーツ関係団体、及び、各学校における運動部活動が本市のスポーツ活動の推進母体となっていますが、現状では、競技別の大会開催やカテゴリー内での交流に留まっていて、競技・世代を超えた交流が少ない状況です。

こうした団体の連携を促進するとともに、学校や地域も含めたネットワークの構築支援や、地域に根差したスポーツクラブとの連携を模索するなど、官学民一体でスポーツ活動を推進していく必要があります。

③市スポーツ推進委員協議会との関わりについて

スポーツ基本法の制定に伴い、地域のスポーツ推進体制の重要な部分を担うこととされているスポーツ推進委員（旧体育指導委員）で構成する「石岡市スポーツ推進委員協議会」については、現状では、市が実施する事業の運営などの業務や実技指導は概ね実施されています。

今後は、競技の指導者としての役割に加え、地域におけるニュースポーツの普及などを含めたスポーツ活動全般にわたるコーディネーターなどの役割を強化していく必要があります。

④スポーツボランティアについて

全国大会や国際大会などの大きなスポーツイベントの開催には、多くのスポーツボランティアが必要であり、本市でも石岡つくばねマラソン大会などにおいてその活動が見られます。

今後、国体を控え、また、他の大規模なスポーツ大会などを開催し円滑に運営していくためには、日頃からのスポーツボランティアの養成とその登録システムの確立が求められています。

(3) スポーツを活用した地域の活性化

①スポーツ情報の発信について

スポーツによる交流人口の拡大は、「地域活性化」、「地域おこし」、「地域の一体感の醸成」などの面でも地域社会に大きな影響与えることが分かっています。

そのため、行政のみならず市全体として積極的なスポーツ情報の発信に努める必要があります。また、多様化するライフスタイルに合わせ、市公式フェイスブックページやメールマガジンなどと連動した情報提供など、時代に即した様々な方法を検討していく必要があります。

②スポーツ大会・イベントについて

国内トップレベルの大会やイベントなどの開催誘致は、市民のスポーツに対する興味・関心を高め、多くの市民がスポーツをする動機付けになることが期待されます。

また、国体の開催や、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、地元選手・日本代表選手の活躍はもとより、キャンプ地・合宿誘致や観光客の誘客など、交流人口の拡大にも期待と関心が高まっています。

今後は、住民主導あるいは総合型地域スポーツクラブ主導による各種大会の開催はもとより、国内外のトップクラスのスポーツ大会や合宿・キャンプ地の誘致に取り組むほか、スポーツと観光物産、スポーツと芸術文化など、より広い視点に立った地域活性化施策を推進していく必要があります。

③スポーツ関連産業とスポーツツーリズムについて

地域におけるスポーツ関連産業としての経済効果が波及する範囲は、スポーツ用品店やスポーツクラブの経営、施設の管理業などに留まっている現状があります。

これに加えて、東京圏に近接する本市の地理的条件の良さを活かし、スポーツ大会や合宿などのスポーツを目的とした来訪者（選手・観客）を対象とした宿泊業・飲食業や交通などの関連産業の経営促進を図るとともに、各種スポーツ団体などと連携した新たなビジネスモデルの開発支援などにより、地域における経済効果の発生へと結び付けていく必要があります。



第4章 施策の展開

I 生涯スポーツの推進

【現状と課題】

平成29年7月に本市が実施した「スポーツに関するアンケート調査」（以下、「アンケート結果」という。）によると、「健康や体力増進のために心がけていること」は、「食生活に気をつける」という回答が最も多くなっていて、第2位に「運動やスポーツをする」という回答が続いています。また、「普段運動不足と感じるか」という設問では、「感じる」、「やや感じる」という回答が79.7%となっています。さらに、「自身のスポーツの実施状況」については、「満足」という回答は12.8%にとどまっていて、「もっと行いたい」、「行いたいと思うが出来ない」という回答は合わせて75.5%となっています。アンケート結果では、健康や体力増進のために、スポーツの必要性は感じているものの、実際にスポーツを行っている人は少数となっている現状がありますが、もっと行いたいという回答も多いことから、スポーツに対するニーズは高いものと考えられます。

また、「スポーツや運動をやってみたい理由」として、「健康・体力づくりのため」という回答が最も多く、続いて「運動不足解消のため」、「楽しみ・気晴らしのため」となっていて、健康の維持や楽しみなど生涯を通じてのスポーツの推進が求められています。

平成29年7月に実施した、小中学生を対象とした「スポーツについてのアンケート調査」（以下、「小中学生アンケート結果」という。）では、「体育の授業以外でスポーツを行う頻度」では、「毎日」、「週3回以上」という回答を合わせると小学生が58.4%、中学生が50.6%と半数以上の児童・生徒が週3回以上のスポーツを行うとしていて、児童・生徒のスポーツの頻度は高くなっています。

これらのことから、心身ともに健康で充実した生活を送るためには、生涯にわたり豊かなスポーツライフを送ることが大切であり、だれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指します。

また、スポーツには多様な効果があり、私たちの生活の質の向上をもたらします。年齢や体力、そして障がいの有無を問わず、誰もがスポーツを身近に感じ、あらゆるライフステージを通じて、日常的にスポーツを楽しむことができるよう、市民一人ひとりのレベルや志向、環境に見合ったスポーツ施策に取り組みます。

【施策の方向】

1. 健康づくりのための各種スポーツ教室などの開催
2. 高齢者でも無理なく行えるニュースポーツの普及
3. 公民館などにおける健康体操講座などの開催と同好会活動の支援
4. マラソン大会の開催
5. スポーツに関する会議の開催と団体支援など
6. 学校施設などの開放

施策の方向

1. 健康づくりのための各種スポーツ教室などの開催

- ・現在、本市では、健康づくりのための、各種体操教室や運動教室などの開催や各公民館におけるスポーツなどの教室を開催しています。
- ・高齢者を対象に、シルバーリハビリ体操などの体を動かすことによる介護予防の取り組みを積極的に展開しています。
- ・ライフステージに応じた健康づくりのための取り組みを充実させる必要があります。
- ・スポーツイベントやスポーツ教室の運営を、地域住民と市とが協働して支える基盤づくりが必要です。
- ・今後は、市民一人ひとりがスポーツ習慣を身につけ、健康・体力の維持増進を図るため、年齢や生活などのライフステージに合わせた健康づくりができるよう、手軽にできるスポーツの機会として各種教室などの実施に努めます。
- ・運動やスポーツ活動に関心の薄い人でも参加できるように、文化活動などと融合した複合型イベントや教室の開催を検討します。
- ・スポーツ推進委員と協力しながら、スポーツイベントやスポーツ教室の内容を吟味・工夫し、地域住民の誰もが参加しやすい事業の展開を検討します。

【事業例】

- ・ライフステージに応じた身近な健康スポーツの充実
- ・健康体操教室の開催
- ・スロー筋肉トレーニング教室の開催
- ・正しい効果的な歩き方教室の開催
- ・シルバーリハビリ体操の開催
- ・地域住民が参加しやすい教室の検討
- ・文化活動などと融合した複合型イベントや教室の検討

【2016年度実績と2027年度目標】

指標名	指標設定の考え方及び算式	単位	2016年度 平成28年度	2027年度 令和9年度
スポーツ推進事業参加人数	スポーツ推進教室への参加人数	人	640	760

※市民ニーズに対応した教室の充実を図り、実績値の20%増を目指します。

2. 高齢者でも無理なく行えるニュースポーツの普及

- ・ニュースポーツとは、技術やルールが比較的簡単で、子どもから高齢者まで年齢や体力に関係なく、だれでも、どこでも、いつでも気軽に楽しめることを目的として、新しく考案されたり、紹介されたりしているスポーツで、その数は数百種類以上あるといわれています。
- ・現在、本市では、高齢者向けニュースポーツとして、ターゲットバードゴルフ教室・大会やスポーツ吹矢大会などを実施していて、生涯現役でスポーツを楽しんでもらえるよう各種教室・大会を実施しています。
- ・ウォーキングやニュースポーツなど、高齢者のニーズを捉え、気軽に参加できるスポーツイベントやスポーツ教室の開催を検討する必要があります。
- ・福祉施設などとの連絡・連携を密にし、施設入居者を含めた高齢者の身体活動の機会増加について、積極的な啓発や広報活動を行う必要があります。
- ・高齢者にとっては、体力や筋力の低下により競技性の高いスポーツへの参加が難しくなりがちであることから、身体に無理な負担をかけることなく楽しむことができるニュースポーツなどの普及・振興に努めます。
- ・また、高齢者向けの教室や各種スポーツ・体験イベントの実施など、高齢者の健康、体力づくりに資するスポーツ活動の充実に努めるとともに、これらの活動を通じた交流、仲間、生きがいの支援に取り組みます。
- ・高齢者の運動機会の充実のために、定期的・継続的に運動が行えるよう、スポーツ推進委員と連携し、取り組みを推進します。

【事業例】

- ・高齢者スポーツ教室の充実
- ・高齢者スポーツ・レクリエーションの充実
- ・生きがいの場としての教室の充実
- ・各種スポーツ大会・教室への高齢者の参加促進
- ・地域の健康づくり活動を担う人材の育成，確保
- ・ターゲットバードゴルフ教室や大会の実施
- ・スポーツ吹矢大会の開催
- ・ソフトバレーボール大会の開催

【2016年度実績と2027年度目標】

指標名	指標設定の考え方及び算式	単位	2016年度 平成28年度	2027年度 令和9年度
大会などへの参加人数	ターゲットバードゴルフ大会参加人数	人	145	170

※高齢者の参加が増加傾向にあることから、実績値の20%増を目指します。

3. 公民館などにおける健康体操講座などの開催と同好会活動の支援

- ・市内にある各公民館などでは、簡単ストレッチ教室、健康バレエ体操教室、リフレッシュヨガなどの各スポーツ教室を実施しています。
- ・公民館などで行えるスポーツは、身近なものになり、多くの人がスポーツを始めるきっかけづくりになります。
- ・公民館などにおける講座は、交通手段が限られる高齢者などにとっても、自宅近くの会場で開催されるため、参加しやすいものとなります。
- ・スポーツ教室などの内容を吟味・工夫し、地域住民の誰もが参加しやすい事業を展開する必要があります。
- ・今後も、自宅に近く知人なども多いことから、気軽に参加できるイベントとして、また、地域コミュニティの形成に寄与するイベントとして、公民館などでの健康体操講座などの実施と同好会活動の支援に努めます。
- ・また、地域の方が気軽に参加できるスポーツイベントやスポーツ教室などの開催を検討し、地域コミュニティの活性化及び世代間交流の促進へつなげていく取り組みを進めます。

【事業例】

- ・公民館での健康体操などの講座（スクエアステップ、リフレッシュヨガ、簡単ストレッチ教室、健康バレエ体操教室、など）
- ・公民館登録同好会の支援（太極拳、ヨガ、気功、ダンベル体操、ピラティス、など）
- ・子どもから高齢者まで気軽に参加できるスポーツ機会の充実
- ・市民ニーズを反映しながら、参加しやすい内容への見直し



4. マラソン大会の開催

- ・2016年のレジャー白書によると、「マラソン・ジョギング」の参加人口は、約2,020万人となっていて、「体操（器具を使わないもの）」に次いで第2位であり、今後も参加する人の増加が考えられます。
- ・本市では、毎年2月に石岡つくばねマラソンを開催していて、毎年多くのランナーが参加しています。
- ・さらに多くのランナーの参加と応援者の来場を図るため、大会当日のイベントなどについて検討する必要があります。
- ・今後も多くの人に参加いただけるよう参加者のニーズを把握し、また、地域の特性や魅力を考慮した大会を開催していきます。
- ・手軽に楽しむことができるスポーツとして人気があるマラソンについて、市内の愛好者や学校などのニーズに応え、関係団体やスポーツボランティアの協力を得て、マラソン大会の開催に努めます。
- ・競技人口の増加に伴い、石岡つくばねマラソンのハーフマラソン化について検討します。
- ・石岡つくばねマラソンがブランド化できるよう、広報の充実を行います。

【事業例】

- ・石岡つくばねマラソンの開催
- ・ハーフマラソン大会の開催検討
- ・参加者や応援者が楽しめる大会内容の検討
- ・駅伝的要素を取り入れたリレーカーニバルの開催支援

【目標】

指標名	年度			
ハーフマラソンの開催目標年度	2020年度 平成32年度			
指標名	指標設定の考え方及び算式	単位	2023年度 令和5年度	2027年度 令和9年度
ハーフマラソンの参加者数	ハーフマラソンの参加者数	人	2,500	3,500



5. スポーツに関する会議の開催と団体支援など

- ・市内には、スポーツ推進委員や体育協会など、スポーツに関する多くの団体があり、活発に活動しています。
- ・各団体の代表者などの交流の場を積極的に設け、多様な関係者が連携・協働しながら運動やスポーツ活動を推進する体制を構築する必要があります。
- ・スポーツ基本法第31条に基づくスポーツ推進審議会の開催、及び、同法第32条に基づくスポーツ推進委員の委嘱により、効果的なスポーツ推進に努めます。
- ・また、本市におけるスポーツ活動の推進母体である市体育協会やスポーツ少年団などに対して、公益的な活動についてその支援に努めます。
- ・市体育協会や競技団体などと連携・協力しながら、各種事業の充実を図ります。

【事業例】

- ・石岡市スポーツ推進審議会の開催
- ・スポーツ推進委員の確保と育成
- ・石岡市スポーツ推進委員協議会の活動支援
- ・石岡市体育協会の活動支援
- ・スポーツ少年団の活動支援と健全育成
- ・市体育協会など体育団体の組織の拡充，連携
- ・自主的なスポーツ団体やグループの支援を通じた多様なスポーツ文化の推進

【2016年度実績と2027年度目標】

指標名	指標設定の考え方及び算式	単位	2016年度 平成28年度	2027年度 令和9年度
スポーツ推進委員の委員数	スポーツ推進委員の委員数	人	32	40

※指導者の確保を図るため、本市の定数を目指します。



6. 学校施設などの開放

- ・校庭や体育館などの学校体育施設は、P T A・スポーツ少年団や地域住民などにとって、気軽に使用できる身近な活動の場となります。
- ・新規の利用希望団体を積極的に受け入れ、多くの地域住民が活動できるように効率的な施設の運営を行なうことが必要です。
- ・市立小中学校や県立高校などの学校と連携し、市民目線での利用しやすい運営体制の構築や、新たなスポーツ活動団体の利用促進を図り、学校体育施設のさらなる開放促進に努めます。
- ・市ホームページなどを通じて学校体育施設の開放状況や開放事業に関する情報提供に努めます。
- ・学校や関係機関と連携し、学校体育施設の開放状況やスポーツ施設についての情報の共有化を図るとともに、施設の利用促進に努めます。

【事業例】

- ・利用しやすい環境の整備
- ・学校体育施設開放事業の充実
- ・学校施設などの利用に関する啓発の充実
- ・石岡小学校プール開放事業の実施
- ・情報提供の充実

【2016年度実績と2027年度目標】

指標名	指標設定の考え方及び算式	単位	2016年度 平成28年度	2027年度 令和9年度
石岡小学校プール利用人数	石岡小学校プール利用人数	人	19,613	23,500

※利用者数が増加傾向にあることから、実績値の20%増を目指します。



Ⅱ スポーツ施設の充実と有効活用

【現状と課題】

アンケート結果で、「石岡市のスポーツ施設や施設数は他市に比べて充実していると思うか」という設問では、「充実していない」という回答が25.6%となっており、「充実している」、「やや充実している」という回答（24.9%）を上回っています。

しかし、「石岡市のスポーツ都市像」について、「スポーツ施設が充実しているまち」という回答が第2位となるなど、市民のスポーツ施設に関するニーズは高くなっています。

「市のスポーツ関連施設の整備や改修についての考え」では、「必要最低限の修繕を行い、維持管理をするべき」という回答が48.2%と約半数の回答となっており、施設を新設するよりも現在の施設を有効利用するべきという回答が多くなっています。

小中学生アンケートでは、「運動・スポーツをする場所」として、小中学生共通で「学校の体育館や校庭」という回答が最も多く、次いで「家の庭などの運動ができるところ」という回答となっています。

現在では、健康志向の高まりと核家族化の進展などの社会情勢の変化とともに、ウォーキングやジョギング、サイクリングなど1人でも気軽に楽しむことができるスポーツに対応した施設の整備も求められています。

スポーツ施設の充実は、市民がスポーツ活動を行う上で基本となるものです。スポーツ施設に関する市民ニーズは高く、スポーツ施設は、誰もが気軽に利用し、コミュニケーションを形成する場でもあることから、スポーツに親しめる場として市民の視点に立った整備を目指します。

また、スポーツを推進するためには、身近なところで気軽にスポーツに親しむことができる場の確保が必要となります。しかし、既存施設の老朽化といった課題に直面する一方、少子高齢化が一層進んでいくことが予想され、新規の施設整備については一定の財政規律を守った中で対応していかなければなりません。今後は、計画的な施設マネジメントのあり方を検討しつつ、場の確保・充実に努めていきます。

【施策の方向】

1. スポーツ施設などの充実と維持管理
2. 公園などの充実
3. 広域連携による施設の利用
4. 学校施設などの開放《再掲》
5. 廃校の体育施設の有効活用

施策の方向

1. スポーツ施設などの充実と維持管理

- ・市内にある各運動公園などの施設は、市民が日常的に利用する身近なスポーツ施設となるため、適切な管理を行っていきます。
- ・特に、石岡運動公園や八郷総合運動公園は、多くの人が各スポーツを行っているため、今後も利用しやすい施設の維持管理が必要となります。
- ・また、高齢者や障がい者など、すべての人が利用しやすい施設となるよう、スロープの設置や段差の解消をはじめとしたバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の導入を推進する必要があります。
- ・計画的に効率よく施設の整備や維持管理を行うことで施設の寿命を延ばしたり、利活用促進や統廃合を進めたりすることで将来負担の軽減を図り、都市経営上の健全性を維持していく「アセットマネジメント」を推進していく必要があります。
- ・今後は、スポーツ施設の充実を図り、効率的な管理運営と市民の利便性向上に努めるとともに多様化する市民ニーズを反映し、年間を通じて市民が自主的にスポーツに親しむことができる場の提供に努めます。
- ・「石岡市公共施設等総合管理計画」に基づき、地区ごとの特性とニーズに応じた施設再編や、まちづくりと連動したマネジメントの推進など、各スポーツ施設の適正な管理に努めるとともに、利用者の少ない施設の利用促進など、有効活用について検討します。

【事業例】

- ・石岡運動公園の整備の検討
- ・八郷総合運動公園の整備の検討
- ・農業者トレーニングセンターの整備の検討
- ・石岡海洋センターの整備の検討
- ・柏原運動施設（野球公園・サッカー公園・球技公園）の整備の検討
- ・柏原サッカー場の人工芝化
- ・運動広場（少年スポーツ広場・染谷野球場・小井戸運動場）の整備の検討及び利用促進
- ・恋瀬川サイクリングコースの充実
- ・各スポーツ施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進

【2016年度実績と2027年度目標】

指標名	指標設定の考え方及び算式	単位	2016年度 平成28年度	2027年度 令和9年度
各運動施設の利用人数	石岡運動公園，八郷総合運動公園，農業者トレーニングセンター，石岡海洋センター，柏原運動施設，運動広場の利用人数	人	315,170	346,600

※各施設の充実と利便性の向上を図り、実績値の10%増を目指します。

2. 公園などの整備

- ・市内には、運動公園などの他、各地区に公園が点在していますが、スポーツができる一定規模の公園は限られています。
- ・各公園は、スポーツ・レクリエーションや自然を中心とした交流空間の機能を持っているため、計画的な整備が求められています。
- ・公園などは、スポーツ施設としての利用に限らず、すべての人が公平に利用できる様にするため、年齢、性別、障がいの有無などに関わらず、わかりやすい表示や使いやすい施設にすることが求められています。
- ・今後は、公園・緑地など、市民の憩いの場としてのみならず、運動やスポーツを行う拠点としての機能も持てるよう、整備の検討を行います。
- ・公園や広場などは、市民が運動やスポーツを始めるきっかけとなりえるものです。適正な維持管理を行うとともに、スポーツイベントやスポーツ施設の情報提供の充実に努めます。
- ・市民ニーズに応じた多様なスポーツ活動ができるスポーツ施設の充実を図るとともに、既存のスポーツ施設を有効に活用できるよう、その改善を図りながら計画的な整備の検討を行います。
- ・公園などについては、その主たる目的である公共の福祉の増進にスポーツの観点からも寄与し、地域の住民が休息・レクリエーション活動としてのスポーツに取り組むことができる場の提供に努めます。
- ・公園などにおいても、高齢者や障がい者が利用しやすいよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を検討していきます。
- ・今後の運営に当たっては、維持管理の視点だけでなく、ソフト事業の充実を図り付加価値を高めるよう努めます。

【事業例】

- ・有料公園施設の整備の検討
- ・運動できる身近な公園などの整備の検討
- ・公園などに関する情報提供の充実
- ・公園などのバリアフリー化，ユニバーサルデザイン化の検討
- ・公園などにおけるソフト事業の検討

3. 広域連携による施設の利用

- ・スポーツ施設の整備には、多くの費用が必要となります。
- ・スポーツによる広域連携は、交流人口の拡大や地域の活性化、住民のスポーツ振興や競技力向上に向けたスポーツ交流が期待されます。圏域の特性を活かし、圏域全体での誘致活動推進により、大規模大会などの実施の可能性も期待できることから、スポーツやレクリエーションの機会を通じて、近隣の市町村との連携を目指す必要があります。
- ・本市に未整備のスポーツ施設で近隣市町村に整備されている場合や、他市町村に未整備で本市に整備されている施設がある場合は、それぞれ相互利用の促進を図り、市民の利便性を高める必要があります。
- ・今後は、地方都市における人口減少や財政状況などを鑑み、各市町村がそれぞれフルセットの施設を整備することは難しいため、近隣市町村との広域連携により施設の相互利用の促進を図り、地域住民の利便性向上に努めます。

【事業例】

- ・近隣市町村との広域連携によるスポーツ施設の相互利用
- ・広域的なスポーツを通しての連携の検討
- ・広域連携による大規模大会などの開催検討



4. 学校施設などの開放《再掲》

- ・校庭や体育館などの学校体育施設は、P T A・スポーツ少年団や地域住民などにとって、気軽に使用できる身近な活動の場となります。
- ・新規の利用希望団体を積極的に受け入れ、多くの地域住民が活動できるように効率的な施設の運営を行なうことが必要です。
- ・市立小中学校や県立高校などの学校と連携し、市民目線での利用しやすい運営体制の構築や、新たなスポーツ活動団体の利用促進を図り、学校体育施設のさらなる開放促進に努めます。
- ・市ホームページなどを通じて学校体育施設の開放状況や開放事業に関する情報提供の事実努めます。
- ・学校や関係機関と連携し、学校体育施設の開放状況やスポーツ施設についての情報の共有化を図るとともに、施設の利用促進に努めます。

【事業例】

- ・利用しやすい環境の整備
- ・学校体育施設開放事業の充実
- ・学校施設などの利用に関する啓発の充実
- ・石岡小学校プール開放事業の実施
- ・情報提供の充実

【2016年度実績と2027年度目標】（再掲）

指標名	指標設定の考え方及び算式	単位	2016年度 平成28年度	2027年度 令和9年度
石岡小学校プール利用人数	石岡小学校プール利用人数	人	19,613	23,500

※利用者数が増加傾向にあることから、実績値の20%増を目指します。

5. 廃校の体育施設の有効活用

- ・廃校または地区などで耐震性のある建物などの空きスペースは、地域住民の活動・交流スペース（居場所）として重要です。
- ・少子化や人口減少により学校が廃校となっても、校庭や体育館などの体育施設は利用することもできます。
- ・未利用のまま放置するのではなく、体育館や校庭は、スポーツ施設として有効的に利用していくことが必要です。
- ・日中の利用や、卒業生などの地域住民の利用ニーズに応えられるよう廃校となった学校の体育施設の有効活用に努めます。

【事業例】

- ・朝日スポーツ交流施設（旧朝日小学校体育館）の整備と維持管理
- ・統廃合校の有効活用検討
- ・地域住民の居場所としてのスポーツ施設の活用の検討

【2016年度実績と2027年度目標】

指標名	指標設定の考え方及び算式	単位	2016年度 平成28年度	2027年度 令和9年度
朝日スポーツ交流施設利用者数	朝日スポーツ交流施設利用者数	人	2,716	2,980

※施設の充実と利便性の向上を図り、実績値の10%増を目指します。



Ⅲ 競技スポーツの振興と指導者の確保

【現状と課題】

アンケート結果では、「この1年間にテレビ以外で何回くらいスポーツ観戦をしたか」という設問では、「0回」という回答が最も多くなっていますが、「1回以上見たことがある」という回答は合わせて46.7%の人が「見たことがある」と回答しており、スポーツへの関心の高さが伺えます。なお、観戦したスポーツのレベルでは、「地区大会」が44.3%と最もお多くなっていますが、「プロの試合・大会」という回答が36.5%と第2位となっており、「世界・国際大会」、「全国大会」という回答も1割以上となっています。

「市内で観戦したいスポーツ」としては、「野球」が32.8%と最も多く、次いで、「サッカー」、「バレーボール」となっていて、プロ組織化された競技スポーツの観戦にニーズがあります。

また、「各種国際大会や国民体育大会、各種競技の全国大会での石岡市の選手の活躍について関心をもっているか」では、成人の4割以上、小中学生の約半数の方が「大変関心がある」、「ある程度関心がある」と回答しています。

さらに、「石岡市の選手が各種全国大会や国民体育大会などで活躍するために必要な支援」では、「コーチ・トレーナーなどの指導者の養成」が最も多く、次いで「石岡市による充実したトレーニング施設の建設」となっていて、競技スポーツについての関心の高さが伺えます。

全国大会や国際大会などにおける本市出身の選手やチームの活躍は、多くの青少年をはじめ市民に夢や希望・感動を与えます。競技スポーツの向上を図るためには、それぞれの選手の資質を最大限に引き出すことが大切であり、成長段階に応じて組織的に育成していく一貫した指導体制の構築と指導者の確保・養成を目指します。

【施策の方向】

1. スポーツに関する表彰・支援
2. スポーツ大会の実施と新たな大会の検討
3. いきいき茨城ゆめ国体の開催
4. スポーツ指導者などの確保

施策の方向

1. スポーツに関する表彰・支援

- ・全国大会などにおいて極めて優秀な成績をおさめた個人や団体に対してスポーツ振興奨励表彰を行うとともに、本市のスポーツ水準の向上に貢献した個人や団体に対してスポーツ功労表彰を行うなど、顕著な成績を残したアスリートや指導者・団体などを広く顕彰することで、市民のスポーツへの関心を高めるきっかけづくりを行っています。
- ・市内大会などで優秀な成績をおさめた生徒を対象として青少年スポーツ奨励賞を実施することにより、競技に対する生徒の意欲向上を図っています。
- ・予選を突破して全国規模の大会などへ参加する市民などを対象として全国大会参加補助金を実施することにより、競技に対する意欲の向上と全国大会出場に係る費用負担の軽減を図っています。
- ・本市在住や出身のスポーツ選手が全国大会などで活躍することは、市民のスポーツに対する関心を高めるとともに、選手自身のモチベーションにもなります。
- ・今後も、優秀な成績を収めた選手に対して表彰や支援を行い、競技意欲の高揚や競技力の向上に努めます。
- ・ホームページやSNSなどを通じて、本市出身の選手やチーム、団体に関する情報提供を行います。

【事業例】

- ・スポーツ振興奨励表彰及びスポーツ功労表彰の実施
- ・青少年スポーツ奨励賞の実施
- ・全国大会参加補助金の実施
- ・ホームページ・SNSなど、多様な媒体を活用した、本市出身選手やチームの活躍に関する情報の提供の充実

2. スポーツ大会の実施と新たな大会の検討

- ・各スポーツ大会の充実は、選手の目標になり、モチベーションの上昇やさらなるスポーツ振興に寄与するものと考えられます。
- ・競技力の向上を図るためには、研修会・講習会の実施やハイレベルな競技スポーツ大会の誘致が必要です。
- ・今後は、青少年などを対象とした大会や教室を開催し、競技の振興と競技力のレベルアップを図るとともに、青少年の健全育成に努めます。
- ・実業団や大学などとの連携により、トップアスリートによる青少年などを対象とした教室やイベントを開催することで、ジュニア期における競技人口の拡大と意欲向上及び競技力強化を図ります。
- ・また、市民などが広く参加できる大会の実施により、競技人口の拡大とスポーツの習慣化に努めます。
- ・市民競技大会をはじめとする従来からの事業について、市民ニーズを反映しながら、参加しやすい内容への見直しを図ります。

【事業例】

- ・青少年スポーツ大会の開催（サッカー、剣道、野球、ソフトテニスなど）
- ・市民などが参加できるスポーツ大会の実施（ゴルフ、野球、武道など）
- ・競技力向上のための研修会や講演会などの実施
- ・トップアスリートなどによる少年少女向けスポーツ教室の実施
- ・ターゲットバードゴルフ大会の開催<<再掲>>
- ・ハーフマラソン大会の開催検討<<再掲>>

【2016年度実績と2027年度目標】

指標名	指標設定の考え方及び算式	単位	2016年度 平成28年度	2027年度 令和9年度
青少年スポーツ大会の参加人数	招待中学校サッカー大会・少年剣道大会・石岡地方中学校野球大会・石岡地方中学校ソフトテニス大会・親善武道大会	人	2,463	2,463

※少子化の中、参加人数が減少傾向にあることから、実績値の現状維持を目指します。

3. いきいき茨城ゆめ国体の開催

- ・平成31年（2019年）に茨城県で開催される第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」において、本市で実施される正式競技及びデモンストレーションスポーツの円滑な開催を目指します。
- ・また、国体に向けた本市出身選手の競技力強化などの支援に努めます。
- ・「茨城県スポーツ推進計画」（平成27年3月策定）で目標とされているいきいき茨城ゆめ国体で天皇杯が獲得できるよう、スポーツ関連団体の支援を推進するとともに、本市から出場する選手のレベルアップを支援します。
- ・県が実施するジュニア層における有望選手の発掘・育成・強化などを支援します。
- ・アンケートによると、いきいき茨城ゆめ国体に関わるボランティアの希望では、成人の約2割、小学生の約半数、中学生の約3割の方が「行いたい」と回答していて、国体に向けてボランティアの育成を推進します。
- ・第19回全国障害者スポーツ大会「いきいき茨城ゆめ大会」に向けて、障がい者スポーツに対する気運醸成を図り、また、大会に多くの障がい者が参加することで、競技などを通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、広く市民が障がいに対する理解を深められるよう支援します。

【事業例】

- ・正式競技であるバドミントン競技会の実施
- ・デモンストレーションスポーツ5競技（スポーツ吹矢、トレイルランニング、リレーカーニバル、オリエンテーリング、ハンググライダー・パラグライダー）の実施
- ・ジュニア選手などを対象とした強化事業の実施・支援
- ・花いっぱい運動や大会ボランティアへの市民参加の促進



4. スポーツ指導者などの確保

- ・市内で行われている各スポーツでは、専門の指導者は多くない状況にあります。
- ・競技の枠を超えた指導者の交流・連携を促進し、市全体として指導者の養成を支援していく必要があります。
- ・市の競技力向上対策の周知徹底を図るとともに、国体などへ向けて一貫した選手強化を推進していく必要があります。
- ・今後は、専門性の高い優秀な指導者の確保は、競技力強化の上で重要な要件の1つであるため、国内外で活躍する選手を育成できる指導者の確保・養成に努めます。
- ・また、スポーツ医・科学などの分野から選手をサポートできる人材との連携に努めます。
- ・各競技団体や実業団・大学などと連携しながら、コーチング技術や人格に優れた競技スポーツ指導者の確保、育成に取り組み、競技力の向上を目指す選手が指導を受けられる機会の充実を図ります。

【事業例】

- ・県の競技力向上対策と連携した指導者の確保・養成
- ・スポーツ推進委員の確保と育成《再掲》
- ・茨城県スポーツリーダーバンクの活用
- ・スポーツトレーナー，理学療法士，スポーツデンティストなどとの連携
- ・スポーツ傷害やドーピングなどに関する情報提供
- ・競技力の向上を目指す選手が指導を受けられる機会の充実
- ・高度な技術や経験を伝え指導するトップアスリートによる指導機会の充実



IV 高齢者・障がい者スポーツの推進

【現状と課題】

アンケート結果では、若者世代よりも60歳以上の方が運動やスポーツ頻度が高くなっています。また、運動をやってみたい理由として、60歳以上の方は「友人・仲間との交流」という回答が他世代に比べ多くなっています。

「地域におけるスポーツ推進にどのような効果を期待するか」という設問では、「高齢者の生きがいづくり」という回答が最も多くなっていて、高齢者にとっての生きがいづくりのため、スポーツの推進が求められています。

高齢者や障がい者がスポーツを通じて、積極性にバランス能力をはじめとする心身の機能向上を図り、健康と生きがいづくりに取り組めるよう、気軽にいつまでもスポーツを楽しむことができるプログラムの充実と地域や世代を超えたスポーツ交流活動の促進を目指します。

また、第19回全国障害者スポーツ大会「いきいき茨城ゆめ大会」を契機として、障がい者スポーツに対する気運醸成を図り、各大会への参加を促進していくとともに、障がい者スポーツに対する市民の理解を深められるよう取り組みを進めていきます。

【施策の方向】

1. 障がい者を対象とするスポーツ大会の開催など
2. 高齢者を対象とするスポーツ大会の支援など
3. 健康福祉スポーツ大会の開催など
4. 高齢者でも無理なく行えるニュースポーツの普及《再掲》

施策の方向

1. 障がい者を対象とするスポーツ大会の開催など

- ・茨城県障害者スポーツ指導者協議会や地域スポーツクラブなどと連携し、障がい者スポーツ指導員を活用した障がい者スポーツ体験教室などの積極的な開催を検討する必要があります。
- ・障がい者スポーツの理解と啓発を促すとともに、障がい者が活動範囲を広げられるよう、スポーツ施設などの積極的な開放を検討する必要があります。
- ・障がいを持つ人が自主的・積極的にスポーツ活動ができるよう、障がい者スポーツの振興と活動支援に努めます。また、市民が障がい者スポーツへの理解を深め、年齢や障がいの程度に応じて必要な配慮ができるよう情報提供や指導者の養成に努めます。
- ・市民が障がい者スポーツについて理解を深められるよう、積極的に啓発活動を推進します。

【事業例】

- ・石岡市障がい者スポーツ大会
- ・茨城県身体障害者スポーツ大会などへの支援
- ・障がい者ソフトボール大会などへの支援
- ・障がい者スポーツについての広報・啓発の充実



2. 高齢者を対象とするスポーツ大会の支援など

- ・競技スポーツを行う高齢者は少ないものの、ウォーキングや体操などの軽スポーツを行う人は多く、健康づくりや生きがいをづくりなどを目的としたスポーツへの要望が多くなっています。
- ・特に近年は介護予防や予防医療を踏まえたスポーツの推進が求められています。また、高齢者の社会的孤立が問題になっており、スポーツなどを通じた地域のつながりが求められています。
- ・高齢者が体力に応じて楽しむことができるニュースポーツや短期のスポーツ教室、ウォーキング教室などの開催についての情報収集や情報提供を行い、高齢者の運動やスポーツ活動への啓発に努める必要があります。
- ・高齢者の運動やスポーツ、身体活動などのニーズの把握に努める必要があります。
- ・高齢者が健康で生き生きとした生活を送れるよう、健康・体力づくりへの関心を深め、スポーツの習慣化が図れるよう、各種大会の開催及び活動支援や環境整備に努めます。また、交流促進が図れるよう親善大会などの開催に努めます。

【事業例】

- ・ゲートボールチームによるトーナメント戦の実施
- ・いばらきねんりんスポーツ大会への派遣
- ・茨城マスターズ陸上競技記録会などへの支援
- ・全国健康福祉祭（ねんりんピック）などへの派遣
- ・生きがいをづくりなどを目的とした軽スポーツの推進



3. 健康福祉スポーツ大会の開催など

- ・医療技術の進歩とともにわが国の平均寿命は年々延びている中で、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）をいかに延ばしていくかが、生きがいづくりの観点からも大切なこととなっています。健康で元気な高齢者が増えれば、個人の生活の質的向上はもとより、医療費など社会保障費が抑制されるなど、社会的な問題の解決にも結びつきます。
- ・運動やスポーツは、健康づくりにとどまらず、スポーツを通じた人々の交流が、高齢者の生きがいにつながる可能性もあるため、高齢者が運動やスポーツを継続してできる環境づくりが必要です。
- ・スポーツに関係する所管課だけではなく、高齢者などを担当する部署と連携しながら、安全で継続できる運動やスポーツを推進していきます。
- ・社会福祉協議会などと連携し、高齢者に適したスポーツを通じて健康の保持増進を図るとともに、総合的なスポーツ大会の開催により、地域間の交流を深め、明るく活力ある長寿社会の推進に努めます。

【事業例】

- ・ゲートボール、クロッケー、ペタンク、グラウンドゴルフ、輪投げ、ターゲットバードゴルフの実施



4. 高齢者でも無理なく行えるニュースポーツの普及《再掲》

- ・ニュースポーツとは、技術やルールが比較的簡単で、子どもから高齢者まで年齢や体力に関係なく、だれでも、どこでも、いつでも気軽に楽しめることを目的として、新しく考案されたり、紹介されたりしたスポーツで、その数は数百種類以上あるといわれています。
- ・現在、市では、高齢者向けとしては、ターゲットバードゴルフ教室・大会やスポーツ吹矢大会などを実施しており、生涯現役でスポーツを楽しんでもらえるよう各種教室・大会を実施しています。
- ・ウォーキングやニュースポーツなど、高齢者のニーズを捉え、気軽に参加できるスポーツイベントやスポーツ教室の開催を検討する必要があります。
- ・福祉施設などとの連絡、連携を密にし、施設入居者を含めた高齢者の身体活動の機会増加について、積極的な啓発や広報活動を行なう必要があります。
- ・高齢者にとっては、体力や筋力の低下により競技性の高いスポーツへの参加が難しくなりがちであることから、身体に無理な負担をかけることなく楽しむことができるニュースポーツなどの普及・振興に努めます。
- ・また、高齢者向けの教室や各種スポーツ・体験イベントの実施など、高齢者の健康、体力づくりに資するスポーツ活動の充実に努めるとともに、これらの活動を通じた交流、仲間、生きがいの支援に取り組みます。
- ・高齢者の運動機会の充実のために、定期的・継続的に運動が行えるよう、スポーツ推進委員と連携し、取り組みを推進します。

【事業例】

- ・高齢者スポーツ教室の充実
- ・高齢者スポーツ・レクリエーションの充実
- ・生きがいの場としての教室の充実
- ・各種スポーツ大会・教室への高齢者の参加促進
- ・地域の健康づくり活動を担う人材の育成、確保
- ・ターゲットバードゴルフ教室や大会の実施
- ・スポーツ吹矢大会の開催
- ・ソフトバレーボール大会の開催

【2016年度実績と2027年度目標】（再掲）

指標名	指標設定の考え方及び算式	単位	2016年度 平成28年度	2027年度 令和9年度
大会などへの参加人数	ターゲットバードゴルフ大会参加人数	人	145	170

※高齢者の参加が増加傾向にあることから、実績値の20%増を目指します。

V スポーツを通じたコミュニティづくり

【現状と課題】

アンケート結果によると、「地域におけるスポーツ推進に期待する効果」として、「高齢者の生きがいづくり」という回答が最も多くなっていますが、第2位として「地域コミュニティの形成・活性化」となっています。

また、「石岡市のスポーツ都市像」について、「誰もがスポーツに親しみ、スポーツをとおして健康づくり、まちづくりを推進するまち」という回答が最も多くなっています。

さらに、「スポーツや運動をどのように行いたいのか」では、「自分一人」という回答が最も多くなっていますが、「仲間や職場の人」、「同じ地域の人」という回答も多くなっています。

「スポーツボランティアについて」は、2割以上の方がボランティアを行いたいとしていて、地域コミュニティの深化やボランティアなどを通しての交流の推進が必要となります。

なお、「総合型地域スポーツクラブ」(身近な公共施設や地域の学校施設などを拠点として、地域住民らで運営され、多世代・多種目・多志向による活動ができるクラブ)の認知度は、約25%に留まっています。

地域住民が主体となってスポーツに関する事業を運営していくことで、地域におけるコミュニティの形成・活性化を図るとともに、地域に住む誰もが年齢・興味・技能レベルなどに応じて参加できる総合型地域スポーツクラブの構築を含め、地域住民が中心となったスポーツ環境の整備を目指します。また、スポーツを通じた地域活性化策として、ボランティア活動も含め、広く市民が自主的に参加できるようなスポーツイベントの開催を目指します。

【施策の方向】

1. 各種スポーツイベントの普及・啓発
2. 2020 東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ地誘致
3. 健康づくりイベントの開催
4. 幼児・未就学児の運動支援
5. 児童・生徒の健康増進と体力向上の必要性の理解
6. 地域資源や観光資源などを活かしたスポーツイベントの開催

施策の方向

1. 各種スポーツイベントの普及・啓発

- ・スポーツ大会や教室の開催情報については、市の広報、ホームページ、チラシなどで市民に周知を行っていますが、市のホームページは、スポーツ情報までの階層が深いため、市民にとって必要な情報が入手し難く、広く市民にスポーツ情報が行き届いてないケースがあります。
- ・いざスポーツを始めようと思ったとき、いつ、どこで、どんなスポーツが行われているのか分からなければ、せっかくのモチベーションが下がってしまいます。
- ・スポーツイベントの開催や、施設の利用情報などをわかりやすく発信し、市民のスポーツニーズを捉えるためにアンケートなどを活用するなど、市民がスポーツに興味・関心を持ち、積極的なスポーツ活動に結びつくよう、スポーツ情報の充実に取り組みます。
- ・市内のみならず、県内外各地において、多種多様なスポーツイベントが連日開催されています。庁内関連部署や県内市町村、関係団体などとの連携により、適切なタイミングでの各種スポーツイベントの情報提供や普及啓発に努めます。
- ・市民がスポーツ活動に参加する機会を拡大するため、市民にとってわかりやすく、自身にとって必要なスポーツ情報が簡単に入手できるよう、情報提供の充実に取り組んでいきます。

【事業例】

- ・スポーツイベントなどの情報発信の充実
- ・施設の利用、地域のスポーツ活動など、市民がスポーツに親しむきっかけとなるスポーツ情報のわかりやすい発信の促進
- ・広報やホームページに加え、新たな情報媒体の活用やインターネットをはじめとする情報・通信技術の利用に困難な方にも配慮した、スポーツ情報の拡充

2. 2020 東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ地誘致

- ・1998年の長野オリンピックでは、地元を中心に3万2,000人ものボランティアが参加し、その後のスポーツによるまちづくりの動きや、ホスピタリティ（おもてなしの心）の向上に寄与したとの報告もあります。
- ・アンケート結果によると、「2020 東京オリンピック・パラリンピックにおいて外国選手が石岡市でキャンプを行うとしたら、キャンプに関わるボランティア活動を行ないたいか」では、2割以上の方が「行いたい」と回答しています。
- ・2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催などにより、市民のスポーツへの関心を高めるとともに、本市の資源を最大限活用し、まちづくりにつながる施策を展開していく必要があります。
- ・2020年の東京パラリンピックを契機として、市民の障がい者スポーツへの関心を高め、理解を深めるとともに、本市における障がい者スポーツの振興を図ります。
- ・国は、2020年東京オリンピック・パラリンピックなどを好機として、スポーツで人々がつながる国民運動を展開しています。本市においても、国際交流の促進及び市民のスポーツ意識の高揚を図るため、同オリンピックのキャンプ地誘致に努めます。

【事業例】

- ・キャンプ地の誘致による国際交流の推進
- ・スポーツボランティア活動の普及・啓発

3. 健康づくりイベントの開催

- ・若者世代は、就職、結婚、育児などによる生活リズムや社会環境の変化から、スポーツ活動を行う時間の確保が難しい時期であり、生活習慣病やメタボリック症候群なども懸念される時期でもあるため、個人の体力や生活のリズムに合わせて、気軽に取り組むことのできるスポーツ機会を提供し、スポーツ活動の定着化・日常化に取り組む必要があります。
- ・高齢者は、いつまでも元気な生活をおくることができる健康寿命の延伸のため、生活習慣病や寝たきりの予防、生きがいつくりや仲間づくりなど様々な観点からスポーツの推進を図り、高齢者のだれもが無理なく楽しめる運動プログラムや健康教室・体力づくりなどの充実に取り組む必要があります。
- ・高齢者などの参加を促進するため、公民館などの生活に身近な施設などにおいて健康教室などを開催することで、日常的なスポーツ活動のきっかけづくりを行うとともに、地域コミュニティの活性化を図ります。
- ・市民参加型の健康づくりイベントを開催するほか、適度な運動やスポーツの習慣化を促進することで、病気予防・介護予防に努めます。
- ・スポーツによる健康づくりにおいては、食育や栄養学などの観点からのアプローチや、心の健康にも留意して推進します。
- ・スポーツと健康づくりを一体とした取り組みを検討します。

【事業例】

- ・いしおかウォーキング大会の充実
- ・健康づくりとスポーツが融合したイベントの開催検討



4. 幼児・未就学児の運動支援

- ・幼児期における遊びを中心とする身体活動は、多様な動きを身に付けることができるとともに、基礎的な体力やコミュニケーション能力の発達にもつながるため、とても重要です。
- ・「幼児期運動指針」に基づいて、屋外で遊んだり、スポーツに親しむ機会を意識して確保していく必要があります。具体的には、毎日60分以上楽しく体を動かすことが求められています。子どもの保護者及び保育者に、子どもを取り巻く環境を十分に理解してもらい、積極的に体を動かす機会を作っていく必要があります。
- ・幼児期における身体活動が基礎的な体力の向上やコミュニケーション能力の発達に与える影響を考慮し、幼児期における運動習慣の拡大に努めます。
- ・幼児期における身体活動の現状や課題、運動の意義などについて学ぶことができる体制の構築を図ります。
- ・小学校入学前に、運動やスポーツを楽しむための基礎を培うことを目指した指導・支援について検討します。

【事業例】

- ・未就学児を対象とした運動会などの実施
- ・幼児期における身体活動の重要性の普及・啓発



5. 児童・生徒の健康増進と体力向上の必要性の理解

- ・児童期においては、積極的に運動やスポーツ活動に取り組む児童とそうでない児童の二極化が顕著に認められることから、運動習慣が身に付いていない児童に対する支援の充実が必要です。
- ・学校における体育の授業をはじめ、教育活動全体を通して、児童・生徒が十分に体を動かす機会を拡大することはもとより、地域においても放課後や休日に児童が安全で安心して運動やスポーツ活動、身体活動に親しむことができる場や機会を確保していくことが必要です。
- ・学校や地域において児童・生徒が安心してスポーツ活動に親しむことができる環境づくりに努めます。
- ・児童・生徒を対象とした、様々なスポーツイベントやスポーツ教室の積極的な開催を検討します。
- ・市や自治会などが連携し、放課後に地域の児童が気軽に集いスポーツ活動を行える場の確保や機会づくりを推進します。
- ・他市町村と情報交換をしながら、親子を含めた多世代で参加しやすいスポーツイベントやスポーツ教室の開催を検討します。
- ・今まで運動にあまり興味を示さなかった高齢者や、なかなか運動機会のもてない子育て世代などを対象とした運動プログラムの提案や活動日程の調整など、参加対象を絞った特色あるスポーツ事業の開催を検討します。

【事業例】

- ・児童・生徒の体力運動能力調査
- ・部活動などでのスポーツ施設の利用促進
- ・学校や育成団体などによる競技会や球技大会の開催
- ・スポーツ少年団の活動支援と健全育成《再掲》
- ・児童・生徒を対象としたスポーツ教室の開催及び情報提供

6. 地域資源や観光資源などを活かしたスポーツイベントの開催

- ・スポーツには本来持っている体力や健康の増進といった効果のほか、地域アイデンティティやコミュニティの醸成、さらには地域活性化といった多面的な効果があるといえます。しかし、これまで本市ではスポーツによる地域活性化といった視点は明確に打ち出していませんでした。
- ・今後は、スポーツとツーリズム（観光事業）を融合した概念である「スポーツツーリズム」を意識した施策展開が求められます。
- ・スポーツ施設や公園などの充実を図り、スポーツ施設のユニバーサルデザイン化を着実に進め、スポーツに関する情報の発信力を強化します。
- ・石岡つくばねマラソンやリレーカーニバルなどの継続的な開催を支援するとともに、それらの大会のブランド化を図ります。
- ・本市特有の地域資源や観光資源を活用し、民間企業や関連団体などと連携したスポーツイベントを開催することで、スポーツコミッションやスポーツツーリズムによる交流促進と地域経済の活性化に努めます。
- ・スポーツをまちづくりや地域づくりのツールのひとつと捉え、地域の魅力発信、地域間・国際交流の促進、地域への経済効果といったスポーツの多面的効果を活用した施策展開を検討します。
- ・本市の地形や気象条件といった地域特性を活かしたスポーツの推進を図ります。

【事業例】

- ・筑波連山天空ロード&トレイルラン in いしおか大会
- ・地形を活かしたトレイルラン大会などの開催支援
- ・ハンググライダー・パラグライダーなどのレジャースポーツの情報提供
- ・石岡つくばねマラソンの開催<<再掲>>



第5章 計画の進行管理

第1節 進行管理

本計画は、行政計画として、行政機関が自らに対して示す行政活動です。行政活動は、主たる担当機関を中心として実行に移されるものですが、行政活動の内容によっては、多くの担当機関が関係します。本計画においては、「3つ基本目標」の実現を目指しています。そのため、すべての市政の担当部局と関係を持って実施されることとなります。その際には、関係機関の連携が強く求められます。

そして、本計画の目標として掲げる施策を着実に推進するため、PLAN（計画の策定・見直し）、DO（施策の実施・運用）、CHECK（施策の評価）、ACTION（検討・改善）によるPDCAサイクルの考えに基づき、指標数値の把握や成果及び課題の検証を定期的に行うとともに、本計画の見直しを行うなど、社会状況の変化に対応した計画の実行に努めます。

第2節 関係団体・機関との連携及び関係団体・機関間の連携の促進

本計画の実施には、競技団体・体育協会やスポーツ少年団などの多くのスポーツ団体・学校などとの連携が必要不可欠です。

また、医療機関、地区公民館、自治会、社会福祉協議会、企業、特定非営利活動法人（NPO法人）などとも連携を図り、施策を展開していくほか、これらの関係団体・機関相互間の連携の推進にも努めます。

第3節 近隣市町村との連携

近隣市町村との連携を密にして、本計画に掲げる、広域にわたるイベントなどのスポーツ推進活動を実施し、支援していきます。

また、近隣市町村が有する運動施設について、それぞれの住民が相互に利用できる取り組みを推進し、スポーツに親しむ市民の利便性の向上及びスポーツ機会の増加を図っていきます。

資料編

1. スポーツ基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条—第二十条）

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条—第二十四条）

第三節 競技水準の向上等（第二十五条—第二十九条）

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条—第三十二条）

第五章 国の補助等（第三十三条—第三十五条）

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体(スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。)、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手(プロスポーツの選手を含む。以下同じ。)が国際競技大会(オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。)又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準(以下「競技水準」という。)の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の努力)

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(体育の日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

- 2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。
- 3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

（国の補助）

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

- 一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの
 - 二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの
- 2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。
 - 3 国は、スポーツ団体であつてその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（地方公共団体の補助）

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討）

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（スポーツの振興に関する計画に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

（スポーツ推進委員に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

（地方税法の一部改正）

第五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十五条の三第一号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第六条第一項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第二十六条第一項」に改める。

（放送大学学園法の一部改正）

第六条 放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第二十条第二項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十三条第二項」に改める。

（沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正）

第七条 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条第四号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第二十条第二項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十三条第二項」に改める。

理由

スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与するため、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

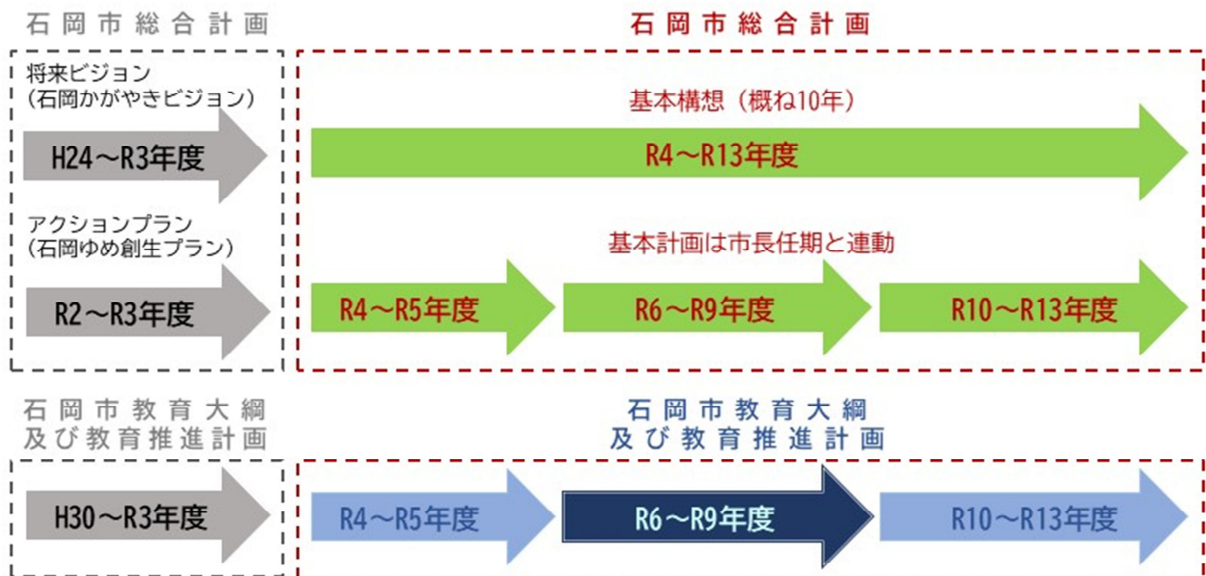
2. 石岡市教育大綱

1 大綱の策定趣旨

石岡市教育大綱（以下「大綱」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3の規定に基づき策定するもので、その趣旨は、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を推進するため、その目標や基本施策を定めるものです。

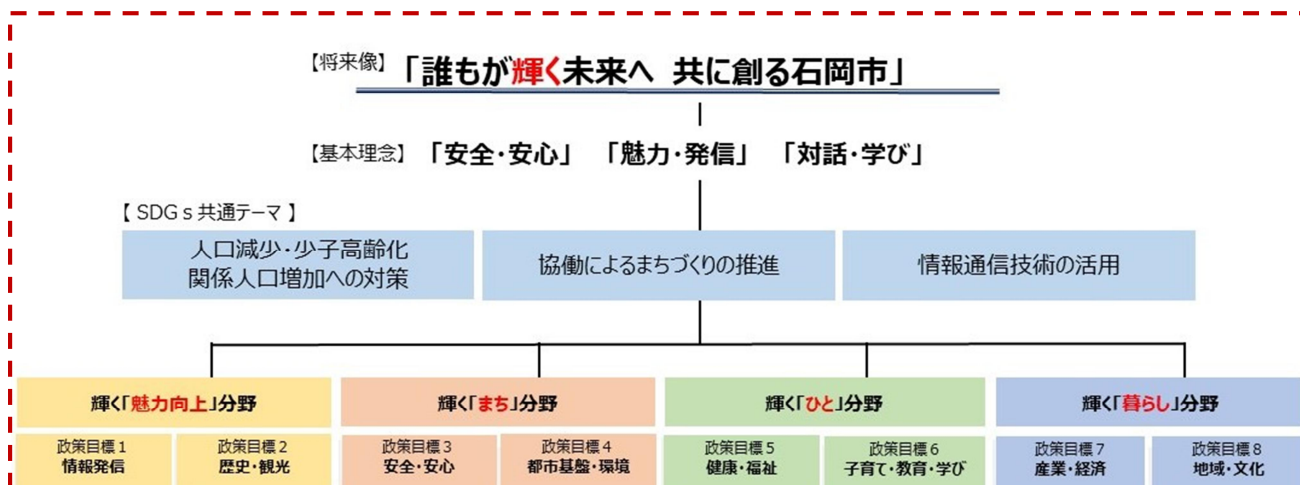
2 大綱の期間

大綱が対象とする期間は、市の最上位計画である「基本構想」との整合性を図るため、行動計画である「基本計画」の期間に合わせ、令和6年度から令和9年度までといたします。



3 大綱の位置付け

【石岡市基本構想】



【石岡市基本計画】

政策目標1 情報発信	政策目標3 安全・安心	政策目標6 子育て・教育・学び	政策目標8 地域・文化
基本施策3 シビックプライドの醸成		基本施策2 乳幼児期支援の充実 基本施策3 子育て家庭支援の充実 基本施策4 個別の事情を踏まえた子ども・家庭支援の充実	基本施策3 文化芸術の推進 基本施策4 多様性の尊重と共生社会の構築
政策目標2 歴史・観光	基本施策5 交通安全の推進 基本施策6 防犯対策の充実	基本施策5 創意ある学校教育の推進 基本施策6 地域と連携した教育の推進 基本施策7 学校教育環境の整備・充実 基本施策8 生涯学習の推進 基本施策9 スポーツの推進	
基本施策1 歴史・文化財の保存・活用 基本施策3 観光の振興 基本施策4 魅力の活用・創出 基本施策5 スポーツを通じた関係人口の拡大			

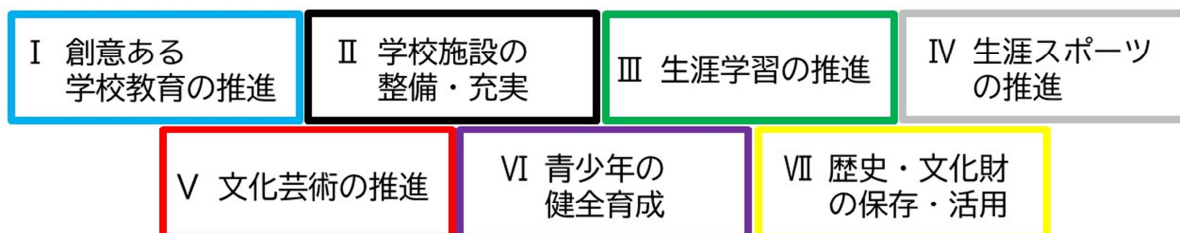


【石岡市教育大綱】

《基本目標》

「ふるさとに学び 夢にはばたく 輝くひとづくりのまち」

《基本施策》



4 基本目標

一人一人が持続可能な地域社会の創り手となること、そして、地域社会全体のウェルビーイングの向上を目指す教育の充実に向けて、各種施策を展開するため、本市における教育行政の基本となる目標を次のとおり掲げます。

「ふるさとに学び 夢にはばたく 輝くひとづくりのまち」

◆「ふるさとに学び」

- ・豊かな自然、歴史・文化のまち石岡で、ふるさとのよさを探究的に学びながら、社会貢献意識を育む教育を目指します。
- ・主体的に社会の形成に参画する態度を育み、規範意識を醸成しながら、持続可能な地域社会を維持・発展させていくことができる人材の育成を目指します。

◆「夢にはばたく」

- ・自己肯定感を育むとともに、志を持ち、未来に向かってチャレンジする人材の育成を目指します。
- ・主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決能力、論理的思考力、表現力、チームワークなど、子どもたちが夢に向かってはばたき、自己実現を図ることができる力を育む教育を目指します。

◆「輝くひとづくりのまち」

- ・多様な個性を持つ子どもたちが、自他を尊重し、幸せを感じながら成長できるよう、学校や地域において、人とのつながりを大切にする教育を目指します。
- ・子どもも、大人も、誰もが生き生きと輝き、生きがいをもって暮らせるようなひとづくりを目指します。

5 SDG s 共通テーマ

SDG s (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

本市教育大綱及び教育推進計画においては、上位計画である総合計画（基本構想）と連動し、将来像の実現のためSDG sの視点を取り入れ、その中でも、特に力点を置く分野として人口減少及び少子高齢化、関係人口増加対策を行うこと、情報通信技術を最大限活用することを進め、市民と行政、市民と市民、多様な主体がつながり合い、**共生・共育・共働**を進め、共に魅力を育み、輝き合い、まちづくりを行っていくことを、全ての基本施策に共通テーマとして掲げます。

SDG sの中でも将来像の実現のために特に力点を置くテーマ



人口減少・少子高齢化・関係人口増加への対策



協働によるまちづくりの推進



情報通信技術の活用

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



I 創意ある学校教育の推進



- 児童・生徒の「生きる力」を育み、ふるさと石岡の「次代の担い手」を育成する創意ある学校教育の推進を目指します。

《石岡市基本構想 政策目標1 情報発信》

基本施策3 シビックプライドの醸成

《石岡市基本構想 政策目標6 子育て・教育・学び》

基本施策4 個別の事情を踏まえた子ども・家庭支援の充実

基本施策5 創意ある学校教育の推進

基本施策6 地域と連携した教育の推進

《石岡市基本構想 政策目標8 地域・文化》

基本施策4 多様性の尊重と共生社会の構築

II 学校施設の整備・充実



- 児童生徒のよりよい学習環境や生活環境、人間関係の構築を目指し、望ましい教育環境の整った、安全で快適に学べる学校施設の整備・充実を目指します。

《石岡市基本構想 政策目標3 安全・安心》

基本施策5 交通安全の推進

基本施策6 防犯対策の充実

《石岡市基本構想 政策目標6 子育て・教育・学び》

基本施策7 学校教育環境の整備・充実

III 生涯学習の推進



- 市民の一人一人が、生涯を通じて生き生きと生活してゆくために、楽しく学びあい、生きがいを持つことができる環境の整備を目指します。

《石岡市基本構想 政策目標6 子育て・教育・学び》

基本施策2 乳幼児期支援の充実

基本施策3 子育て家庭支援の充実

基本施策8 生涯学習の推進

IV 生涯スポーツの推進



- 石岡市スポーツ推進計画に基づき、スポーツ環境を整え、生涯スポーツ活動を通して地域社会と連携を強め、「だれもが いつでも どこでも いつまでも スポーツに親しめるまち」を目指します。

《石岡市基本構想 政策目標2 歴史・観光》

基本施策5 スポーツを通じた関係人口の拡大

《石岡市基本構想 政策目標6 子育て・教育・学び》

基本施策9 スポーツの推進

V 文化芸術の推進



- 市民が文化芸術に広く親しみ、創る人と観る人が交流し合うことにより、創造性豊かな地域文化の向上を目指します。

《石岡市基本構想 政策目標8 地域・文化》

基本施策3 文化芸術の推進

VI 青少年の健全育成



- 家庭、学校及び地域が連携を取り合いながら、市民ぐるみで青少年の健全育成を目指します。

《石岡市基本構想 政策目標6 子育て・教育・学び》

基本施策6 地域と連携した教育の推進

VII 歴史・文化財の保存・活用



- 市民をはじめ多くの人々が、豊かな歴史遺産を身近に感じられるよう保護・活用を図ることで、次世代の石岡を担う人材の育成を目指します。

《石岡市基本構想 政策目標2 歴史・観光》

基本施策1 歴史・文化財の保存・活用

基本施策3 観光の振興

基本施策4 魅力の活用・創出

7 推進計画の策定

大綱で示された基本施策を、具体的かつ計画的に実施していくために、「石岡市教育推進計画」を策定します。

「石岡市教育推進計画」では、基本施策ごとに、より具体的な取組項目を設定し、計画的に取り組めます。

3. 石岡市教育推進計画

1 推進計画の策定趣旨

この石岡市教育推進計画（以下「推進計画」という。）は、「石岡市教育大綱」（以下「大綱」という。）に示された7つの基本施策を具体的かつ計画的に実施していくために策定するものです。

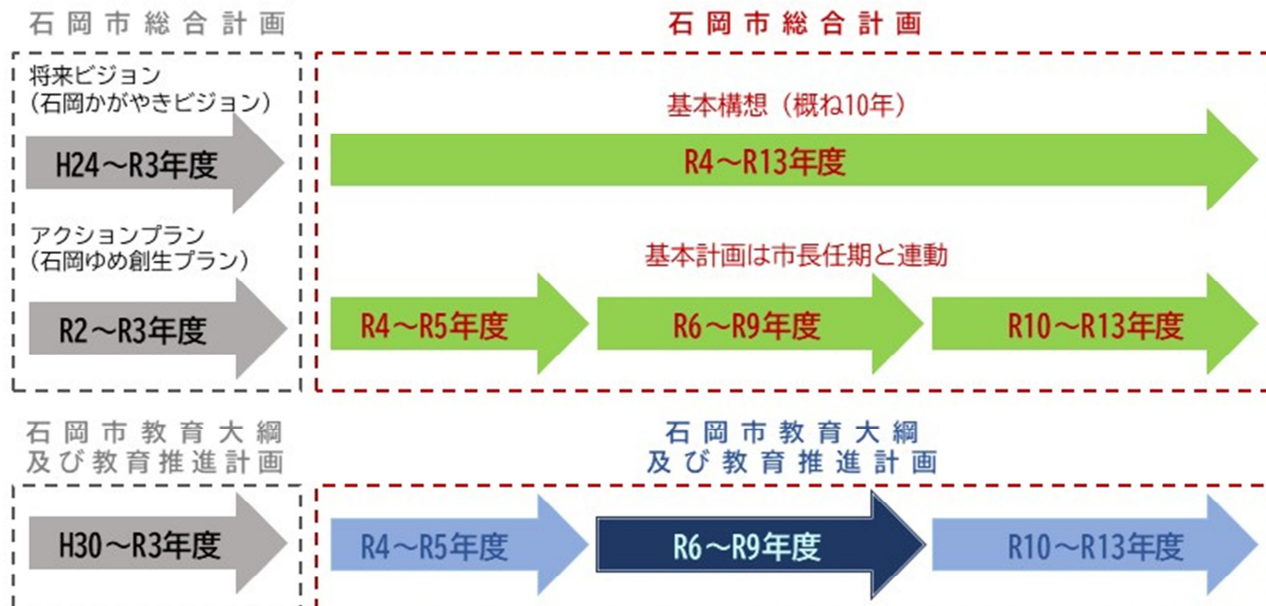
推進計画では、基本施策ごとにより詳細な実施事業を設定し、計画的に取り組みます。

なお、この推進計画の中には、既に実施している事業のほか、大綱に基づく基本施策を推進するために、今後実施が見込まれる事業も含まれております。

したがって、個々の実施事業については、関係部署との事業調整・予算調整等を十分に図るとともに、必要に応じて見直しを行い、各実施事業の進捗状況に応じて内容の修正及び追加等を行っていきます。

2 推進計画の期間

推進計画の期間は、大綱が対象とする期間に合わせ、令和6年度から令和9年度までといたします。



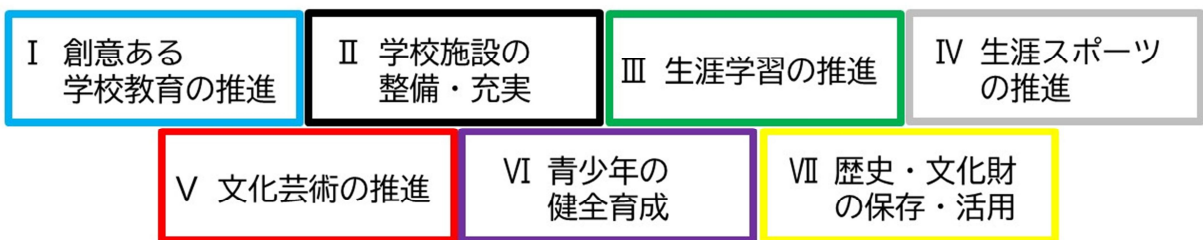
3 推進計画の位置付け

【石岡市教育大綱】

《基本目標》

「ふるさとに学び 夢にはばたく 輝くひとづくりのまち」

《基本施策》



【教育推進計画】

《基本施策及び実施事業》



4-I 創意ある学校教育の推進

- 児童・生徒の「生きる力」を育み、ふるさと石岡の「次代の担い手」を育成する創意ある学校教育を推進します。

《石岡市基本構想 政策目標1 情報発信》 基本施策3 シビックプライドの醸成

《石岡市基本構想 政策目標6 子育て・教育・学び》

基本施策4 個別の事情を踏まえた子ども・家庭支援の充実

基本施策5 創意ある学校教育の推進

基本施策6 地域と連携した教育の推進

《石岡市基本構想 政策目標8 地域・文化》 基本施策4 多様性の尊重と共生社会の構築

《主な取組》

○印：新規事業

1 確かな学力を育む教育

基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し解決する力を育む教育を推進します。

- ・主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- ・ICT※1の効果的な活用の推進
- ・ALT※2を効果的に活用した外国語教育の推進
- ・個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

2 豊かな心を育む教育

全ての学校教育活動を通して、心豊かな児童生徒の育成に努めます。

○児童生徒支援（いじめ・不登校等への対応や居場所づくり）や教育相談体制の充実

○特別活動の充実（人間関係形成、社会参画、自己実現のための資質能力の育成）

- ・「特別の教科 道徳」の授業を要とした道徳教育の充実
- ・情報活用能力の育成
- ・人権教育の推進
- ・郷土の歴史・文化・自然、筑波山地域ジオパーク等※3を題材としたふるさと学習※4の推進
- ・読書活動の推進
- ・平和教育の充実

※1 ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）通信技術を活用したコミュニケーション。

※2 ALT：Assistant Language Teacher（外国語指導助手）日本人教師の助手として生きた英語を子どもたちに伝える役割を持った英語を母国語とする外国人の先生。

※3 筑波山地域ジオパーク：筑波山周辺6市（石岡市・つくば市・笠間市・桜川市・土浦市・かすみがうら市）で構成する、地球科学的に意義のある地形・地質や景観が、保護・教育・持続可能な開発等を含む総合的な考え方によって管理されるエリア。平成28年日本ジオパーク認定。

※4 ふるさと学習：テキストで学ぶだけではなく地域を見学したり地域の方から話を聞いたりするなど、様々な方法で、石岡に誇りを持ち、地域のために活動できるようになることを目指し、石岡市を将来どのような「まち」にしたいかを考える学習。

3 健やかな体を育む教育

生涯にわたる豊かなスポーツライフ及び健康の保持増進の基礎を培う学校体育・学校健康教育を推進します。

- ・体を動かす楽しさを知ることができる活動の充実と体力の向上
- ・健康教育の充実（いのちの安全教育・性に関する教育・がん教育等）
- ・計画的な安全教育の実践
- ・食に関する指導の充実
- ・学校給食への地場産物※5活用

4 時代の変化やグローバル社会に対応できる教育

時代の変化やグローバル社会に対応できる能力の育成を目指して、創意ある教育活動を推進します。

- ・科学技術や環境教育の充実
- ・省エネ教育等を通じたカーボンニュートラル※6の推進
- ・系統的なキャリア教育※7の充実
- ・国際教育※8の充実

5 自立と社会参加に向けた特別支援教育

自立と社会参加ができるよう、一人一人の「生きる力」を培う教育を推進します。

- 一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実
 - ・児童生徒の相互理解を深めるための交流の充実
- 学校間及び関係機関等との連携による支援の充実

※5 地場産物：市内または県内の食材で、有機野菜や果物のほか、肉、卵、魚など地元でとれる農林水産物のこと。

※6 カーボンニュートラル：脱炭素社会。大気中の二酸化炭素総量の増減に影響を与えないこと。

※7 キャリア教育：子どもが将来キャリアを形成していくために必要な能力や態度の育成を目標とする教育的働きかけのこと。

※8 国際教育：国際化した社会において、地球的視野に立って主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育成するための教育。

4-Ⅱ 学校施設の整備・充実

- 児童生徒のよりよい学習環境や生活環境、人間関係の構築を目指し、望ましい教育環境の整った、安全で快適に学べる学校施設の整備・充実を目指します。

《石岡市基本構想 政策目標3 安全・安心》

基本施策5 交通安全の推進

基本施策6 防犯対策の充実

《石岡市基本構想 政策目標6 子育て・教育・学び》

基本施策7 学校教育環境の整備・充実

《主な取組》

○印：新規事業

1 教育施設等の充実

G I G Aスクール構想※9を推進するなど、教育の質を高めたよりよい教育施設等の充実を図ります。

- ・G I G Aスクール構想の推進
- 特別教室へのネットワーク設備の整備
- ・学校施設の整備、改修
- ・洋式トイレの整備、充実

2 児童・生徒の安全の確保

児童生徒が安心安全に学校生活を送れるよう、施設や通学路の安全確保に努めます。

- ・通学路における交通安全及び防犯に係る地域との連携による安全確保

※9 G I G Aスクール構想：Global and Innovation Gateway for ALL。全国の児童・生徒1人に1台のコンピューターと高速ネットワークを整備する文部科学省の取組。

3 効率的・計画的な学校施設の利用・保全

学校の統合再編など通学区域の効率的・計画的な見直しを推進し、それに合わせた学校施設の利用・保全などに取り組みます。

- ・石岡市小中学校統合再編計画※10に沿った小中学校の適正規模、適正配置の推進
- ・石岡市学校施設個別施設計画※11に沿った小中学校改築、改修事業の実施
- ・統合再編に伴う通学区域再編事業の推進
- ・統合再編に伴う学校施設の利活用の推進

※10 石岡市小中学校統合再編計画：令和元年6月に策定された、石岡市における小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方に基づき、複式学級の解消を最重要課題とした統合再編計画。

※11 石岡市学校施設個別施設計画：令和2年3月に策定された、石岡市小中学校統合再編計画を踏まえた施設維持管理費の試算を行った整備計画。

4-III 生涯学習の推進

- 市民の一人一人が、生涯を通じて生き生きと生活してゆくために、楽しく学びあい、生きがいを持つことができる環境の整備を目指します。

《石岡市基本構想 政策目標6 子育て・教育・学び》 基本施策2 乳幼児期支援の充実
基本施策3 子育て家庭支援の充実
基本施策8 生涯学習の推進

《主な取組》

○印：新規事業

1 生涯学習の推進

市民が主体となり、身につけた知識や体験をいかして自ら取り組む生涯学習を推進します。

- ・「生涯学習の集い」を通しての生涯学習の啓発
- ・「市民講師制度」の普及
- ・公民館・図書館同好会への活動支援

2 社会教育の拡充

一人一人のライフデザインの実現に向け、個別化・多様化するニーズに対応した学習機会を各世代に提供します。

○コミュニティ・スクール※12及び学校支援応援団活動の充実

- ・「家庭教育学級」の充実及び「訪問型家庭教育」による家庭教育の推進
- ・市民の学習ニーズに対応する「まちづくり出前講座」の充実
- ・様々な学習ニーズを反映させた公民館講座の開催
- ・二十歳を迎える市民等自らが実行委員となり運営を行う「二十歳の集い」の開催

3 社会教育施設の整備充実

公民館をはじめとした社会教育施設的环境整備と運営の充実を図ります。

- ・多機能型公民館※13を目指したモデル地区の設定と地域みらい大学※14の活動支援
- ・公民館の施設整備
- ・勤労青少年ホームの施設管理と今後の運営方針の見直し
- ・龍神の森キャンプ場の利用の拡大と今後の運営方針の見直し

※12 コミュニティ・スクール：保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みや考え方を有する形態の学校。学校運営協議会。

※13 多機能型公民館：従来の講座等の利用形態に加え地域福祉・防災・健康づくり・観光振興等の機能を併せ持つ公民館のこと。

※14 地域みらい大学：地域住民が主体となり、学習支援や民話・歴史・昔あそび等の伝承をとおり、世代間交流をする場のこと。

4 図書館機能の充実

市民の「知の拠点」と「新たな学習機会の創出の場」となる図書館機能の充実を図ります。

- ・中央図書館・こども図書館・やさし図書館の利用促進
- ・「子ども読書活動推進計画」推進による、子どもの読書力の向上
 - ・ 図書館ボランティア（ブックスタート※15、読み聞かせ）の養成
 - ・ 中央図書館及びこども図書館の館内環境の整備
 - ・ 学校図書館との連携強化

※15 ブックスタート：赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタート・パックを手渡し、絵本を介して心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる活動のこと。

4-IV 生涯スポーツの推進

- 石岡市スポーツ推進計画※16に基づき、スポーツ環境を整え、生涯スポーツ活動を通して地域社会と連携を強め、「だれもが いつでも どこでも いつまでも スポーツに親しめるまち」を目指します。

《石岡市基本構想 政策目標2 歴史・観光》

基本施策5 スポーツを通じた関係人口の拡大

《石岡市基本構想 政策目標6 子育て・教育・学び》

基本施策9 スポーツの推進

《主な取組》

○印：新規事業

1 スポーツ環境の充実

各スポーツ施設の環境整備を推進します。

- ・ 柏原体育施設の整備と指定管理による効率的な管理運営
- ・ 近隣市町村との広域連携によるスポーツ施設の相互利用
- ・ 学校施設の一般開放促進と管理運営方法の整理
- ・ 八郷総合運動公園の整備とプールの総合利活用の推進
- ・ 簡易運動広場の利用促進と今後の方向性の整理
- ・ 恋瀬川サイクリングコースの充実とつくば霞ヶ浦りんりんロードへの接続などによる広域連携化についての調整

2 スポーツの振興

各スポーツ団体と連携し、スポーツ人口のすそ野拡大を推進します。

- ・ スポーツ基本法第31条に基づくスポーツ推進審議会の開催
- ・ スポーツ基本法第32条に基づくスポーツ推進委員の確保と育成
- ・ スポーツ指導者の確保とサポート体制の強化
- ・ 市スポーツ協会やスポーツ少年団等の団体と連携したスポーツの普及、推進

※16 スポーツ推進計画：スポーツ基本法第10条に基づき、国のスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（地方スポーツ推進計画）を定めることが求められている。平成30年3月策定。

3 生涯現役スポーツの推進

スポーツイベントの開催等を通して生涯現役を推進します。

- ・ ハーフマラソン大会開催
- ・ 地域資源や観光資源をいかしたスポーツイベントの支援
 - ・ 高齢者のスポーツの推進（グランドゴルフ・スポーツ吹矢等）
 - ・ 障がい者のスポーツの推進（フライングディスク・水泳等）
- ・ 気軽に楽しめるニュースポーツ※17の普及・推進
 - ・ 健康づくりのためのスポーツ教室（水中ウォーキング教室・正しい効果的な歩き方教室）等の開催

※17 ニュースポーツ：年齢や体力に応じて、だれもが、いつまでもできるスポーツで、技術を競うことよりも楽しむことや健康づくりを主目的としたスポーツのこと。

4-V 文化芸術の推進

- 市民が文化芸術に広く親しみ、創る人と観る人が交流し合うことにより、創造性豊かな地域文化の向上を目指します。

《石岡市基本構想 政策目標8 地域・文化》
基本施策3 文化芸術の推進

《主な取組》

○印：新規事業

1 文化芸術活動の推進

市民等が多様な文化芸術を鑑賞・体験できる機会を提供します。また、文化芸術に関する情報を積極的に発信し、市民等が文化芸術に参加しやすい環境をつくります。

- ・ 「石岡市文化芸術推進基本計画」に基づく、文化芸術施策の推進
- ・ 市HPやSNS等の多様な媒体を活用した積極的な情報発信

- ・市美術展等による市民の創作活動と発表の場や鑑賞機会の提供
- ・企画展をとおして、地域の著名な芸術家の作品展示を行うことで、市民等が優れた文化芸術に触れる機会を提供

2 文化芸術団体が行う主体的な活動の支援

文化芸術団体の育成・支援と活動の場の確保を行うことにより、市民等が主体の文化芸術活動の活性化を図ります。

- ・文化芸術団体等が主体的に行う活動の支援・後援
- ・文化芸術団体との協働により、市民が文化芸術に触れる機会を提供
- ・文化芸術団体が行う会員増の取組を支援
- ・石岡市文化協会や石岡アート協会等が行う活動への財政的な支援
- ・文化芸術活動を行う団体のネットワーク化を支援
 - ・日常的な文化芸術活動の場である公民館等の利用促進

3 文化芸術活動の担い手育成と文化の創造

文化芸術の担い手を育成するとともに、多様な主体との連携により、魅力ある文化芸術を創造する環境の充実を目指します。

- 石岡市文化協会等が実施する小中学校・高校等への出前授業を支援
 - ・子どもたちの創造性や感性を育む参加・体験型活動の実施
- ・文化芸術活動に取り組む若い世代の発表の機会の創出と創作活動の促進

4-Ⅵ 青少年の健全育成

- 家庭、学校及び地域が連携を取り合いながら、市民ぐるみで青少年の健全育成を目指します。

《石岡市基本構想 政策目標6 子育て・教育・学び》
基本施策6 地域と連携した教育の推進

《主な取組》

○印：新規事業

1 社会環境の整備

安全で安心な地域社会の構築を推進します。

- ・放課後児童健全育成事業を推進するための放課後児童クラブの充実

- ・ 青少年を育てる石岡市民の会への活動支援
- ・ 石岡市地域女性団体連絡協議会への活動支援
- ・ 「オアシス運動」※18の普及・促進

2 青少年育成の推進

青少年の健全育成のための各種活動の推進と支援を行います。

- ・ 市内奉仕団体や青少年関係指導者との連携による青少年健全育成の推進
- ・ 他の自治体、団体との交流による青少年の育成
- ・ 「石岡市青少年問題協議会」の開催による、市民への意識喚起
- ・ 石岡市青少年相談員協議会への活動支援
- ・ 「石岡のおまつり青少年健全育成会」による、「石岡のおまつり」への健全参加の促進

3 人材の育成

青少年育成に携わるボランティアの人材確保と育成を図ります。

- ・ 高校生会（Y・S・C）の人材の確保と活動支援
- ・ 図書館ボランティア（ブックスタート、読み聞かせ）の養成
- ・ 放課後子ども教室の地域コーディネーターの人材確保と養成

※18 オアシス運動：「おはよう」「ありがとう」「失礼します」「すみません」1文字目をつなげた挨拶の啓発活動。

4-Ⅶ 歴史・文化財の保存・活用

- 市民をはじめ多くの人々が、豊かな歴史遺産を身近に感じられるよう保護・活用を図ることで、次世代の石岡を担う人材の育成を目指します。

《石岡市基本構想 政策目標2 歴史・観光》

基本施策1 歴史・文化財の保存・活用

基本施策3 観光の振興

基本施策4 魅力の活用・創出

《主な取組》

○印：新規事業

1 文化財の保存と活用

貴重な文化財の調査・収集・整理を行い、所蔵資料を活用した企画展などの開催に努めます。また、国指定史跡の適切な活用に向け、指定地の公有地化を進めます。

- ・茨城郡家跡と考えられる外城遺跡の発掘調査等の継続実施及び成果の取りまとめ
- ・有形・無形の歴史的な資産の調査を行い、文化財的価値の高いものを指定・登録
- ・国の指定を受けた史跡の公有地化を推進
- ・発掘により出土した埋蔵文化財の整理、保存処理及び展示活用
- ・市民等から寄贈された古文書などの保存処理及び展示活用
- ・ふるさと歴史館での定期的な企画展の開催と記録誌の発行
- ・常陸風土記の丘や農村資料室での展示及び文化財調査報告会の開催等による普及啓発

2 歴史・文化遺産の継承

文化財の保存・継承に対する支援の充実を図ります。また、伝統芸能の保存継承団体を支援し、その記録保存に努めます。

- ・市民等が所有する文化財の保存整備に対する支援の充実
- ・無形民俗文化財等を記録映像化し、保存会における継承活動を支援
- ・市民史跡めぐりや企画展及び生涯学習講座の実施
- ・市内の歴史を学ぶ場や歴史を実感できるルートの提供
- ・ふるさと学習等の学校教育において特色ある郷土資料を積極的に活用

3 歴史・文化遺産をいかした魅力的なまちづくりの推進

市民と行政が一体となり、貴重な文化財を保存・継承・活用する取組を推進し、魅力的なまちづくりにいかします。

- ・「博物館等個別施設計画」に基づき、貴重な所蔵資料を展示・保管できる施設の設置の考え方を整理
- ・「文化財保存活用地域計画」の実施による、市民や文化財保存団体及び行政が一体となった、文化財の保存・活用及び継承体制を構築
- ・常陸国府跡のAR化※19など可視化に向けた調査研究
- ・歴史ボランティア活動を行う人材の育成及び支援

※19 AR[Augmented Reality]化：実際の景色、地形、感覚などに、コンピューターを使ってさらに情報を加える技術のこと。

4 筑波山地域ジオパークをいかした魅力の発信

ジオパークは、地質学的に貴重な、あるいは景観として美しい地形・地質などの「大地の遺産」を保護するとともに、市民・小中学校・企業などと連携しながら教育・保全・観光に活用します。

- ・筑波山地域ジオパークを構成するつくば市・笠間市・桜川市・土浦市・かすみがう

- ら市と連携し、協議会や部会活動等関連事業を実施
- ・ジオツアーや講演会などの実施による市民への普及促進
- ・小中学校における授業やふるさと学習等教育との連携推進
- ・ジオサイトの設定、案内板・説明板の整備等により石岡の魅力を発信
- ・ジオサイト等を案内する市民ガイドの育成